

開会の日時、場所

平成26年3月14日（金曜日）
午前10時2分開会
第3委員会室

出席委員

委員長	中川京貴君		
副委員長	仲宗根悟君		
委員	具志堅透君	浦崎唯昭君	
	新里米吉君	新垣清涼君	
	奥平一夫君	金城勉君	
	嘉陽宗儀君	新垣安弘君	

欠席委員

桑江朝千夫君

説明のため出席した者の職、氏名

環境生活部長	當間秀史君
環境企画統括監	大浜浩志君
環境政策課長	古謝隆君
環境保全課長	城間博正君
環境整備課長	比嘉榮三郎君
自然保護課長	富永千尋君
生活衛生課長	大野明美さん
平和・男女共同参画課長	山城貴子さん
企業局長	平良敏昭君

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 平成26年度沖縄県一般会計予算（環境生活部所管分）
- 2 甲第22号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計予算
- 3 甲第23号議案 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

○中川京貴委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」に係る甲第1号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の予算3件の調査を一括して議題といたしま

す。

本日の説明員として、環境生活部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、環境生活部長から環境生活部関係予算の概要について説明を求めます。

當間秀史環境生活部長。

○當間秀史環境生活部長 それでは、環境生活部所管の平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要について、お手元にお配りしております平成26年度当初予算説明資料〈抜粋版〉に基づきまして、御説明いたします。

平成26年度当初予算は、新しい組織に対応した編成がなされておりますが、予算審査につきましては、現行の部局で説明することとなっておりますので、御了解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

平成26年度一般会計の部局別予算におきまして、新部局名で記載されている予算のうち、環境部、子ども生活福祉部、保健医療部に係る一部の予算が現在の環境生活部関連の予算になります。

なお、お手持ちの当初予算説明書におきましては、職員費が新部局再編に合わせ計上されているため、本資料におきましても、備考欄に記載のとおり、農林水産部の緑化推進班所管の事業費を除き、職員費を含めて記載しておりますので、御了承願います。

平成26年度の環境生活部の歳出予算額は、一番下の行にあるとおり、50億2935万1000円で、前年度当初予算額と比較しまして4億7527万1000円、率にして8.6%の減となっております。

その主な要因は、（款）衛生費に係る中央食肉衛生検査所建設の終了に伴う減及びバイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業の事業終了による減などによるものであります。

それでは、説明資料の2ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。

一番下の行になります、平成26年度一般会計歳入予算の合計7239億2200万円のうち、環境生活部に係る歳入予算額は17億2168万5000円で、前年度当初予算額に比べ6億5594万3000円、率にして27.6%の減となっております。

その主な要因は、（款）国庫支出金における地域経

済活性化・雇用創出臨時交付金及び沖縄振興特別推進交付金の減等によるものであります。

それでは、歳入予算の主な内容について、順を追って御説明いたします。

8 分担金及び負担金 1 億6732万4000円の内容は、災害救助費負担金、東日本大震災に係る災害救助法第35条に基づく被災県への求償であります。

9 使用料及び手数料 3 億5501万7000円の主な内容は、証紙収入 2 億9734万1000円で、と畜検査手数料、営業許可申請手数料、廃棄物関係の許可申請などの各種手続に伴うものであります。

10 国庫支出金 7 億398万8000円の主な内容は、総務費・民生費・衛生費から成る国庫補助金 6 億3758万1000円で、その主なものは、女性のためのセーフティネット実証事業、サンゴ礁保全再生事業などに係る沖縄振興特別推進交付金であります。

11 財産収入 1336万2000円の主な内容は、環境保全基金及び災害救助基金の預金利子等であります。

13 繰入金 4 億4022万7000円の主な内容は、海岸漂着物地域対策推進事業基金繰入金及び産業廃棄物税基金繰入金等であります。

15 諸収入 2882万1000円の主な内容は、動物愛護管理センター受託金及び環境保全促進助成事業であります。

16 県債 1280万円の内容は、石綿健康被害救済制度推進事業に係る県債であります。

以上で、歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

3 ページをお開きください。

款ごとで見ますと、環境生活部の予算は、14の款のうち、2 総務費、3 民生費、4 衛生費、7 商工費の4つの款から成り、合計額50億2935万1000円となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

2 総務費のうち環境生活部に関するものは7億2556万2000円で、主に（目）諸費の平和行政に関する諸施策及び男女共同参画社会の実現を推進するために要する経費であります。

3 民生費のうち環境生活部に関するものは4億7742万6000円になります。

主なものとしては、（目）県民生活費の消費者行政活性化基金を活用した消費者相談窓口の強化や安全・安心なまちづくりの推進、（目）災害救助費の災害救助法に基づく救助の実施及び東日本大震災の被災者受け入れに係る民間賃貸住宅借り上げ等に要する

経費であります。

4 衛生費のうち環境生活部に関するものは37億5616万6000円になります。

主なものとしては、（目）食品衛生指導費の食品衛生関係営業施設の監視指導、食肉衛生検査所及び動物愛護管理センターの運営のほか、（目）環境衛生指導費の生活衛生に関する指導及び廃棄物処理対策に要する経費であります。

また、（目）環境保全費の地球温暖化対策、騒音悪臭対策、水質保全対策、赤土等流出防止対策のほか、

（目）自然保護費のサンゴ礁保全対策、奄美・琉球の世界自然遺産登録の推進、自然公園施設整備、マングース対策などに要する経費であります。

7 商工費のうち環境生活部に関するものは7019万7000円で、主に（目）計量検定費の計量器の検定検査などに要する経費であります。

御参考までに、12公債費については、これまで環境生活部に関するものとして沖縄県公債管理特別会計への繰出金がありましたが、災害援護資金貸付金に係る国への償還金が平成25年度で終了したことにより、平成26年度はゼロ円となっております。

同様な理由により、4ページの公債管理特別会計の説明は、ここでは割愛させていただきます。

以上で、環境生活部の一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から甲第22号議案及び甲第23号議案の予算2件について説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 それでは、企業局関連の予算議案の概要を御説明いたします。

お手元の平成26年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その1）の66ページをお開きください。

まず、甲第22号議案平成26年度沖縄県水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象は那覇市ほか20市町村及び1企業団で、当年度総給水量は1億4979万立方メートル、1日平均給水量は41万立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は137億3801万7000円を予定しており、その内容は、導送水施設整備事業、北谷浄水場施設整備事業、石川浄水場高度浄水処理施設建設事業となっております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収

入の水道事業収益は295億7450万4000円を予定しております。

収益の内訳としましては、営業収益が給水収益などで165億4200万5000円、営業外収益が平成26年度からの会計基準の見直しに伴う長期前受金戻入などで129億2392万6000円などとなっております。

支出の水道事業費用は300億771万円を予定しております。

費用の内訳としましては、営業費用が減価償却費、動力費、人件費、ダム維持管理負担金などで275億6676万5000円、営業外費用が企業債利息などで20億493万1000円などとなっております。

次に、67ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は140億2781万円を予定しております。

収入の内訳としましては、企業債が29億500万円、国庫補助金が107億2246万9000円などとなっております。

資本的支出は190億9033万6000円を予定しております。

支出の内訳としましては、建設改良費が149億287万3000円、企業債償還金が38億4552万1000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第6条の企業債につきましては、限度額29億500万円と定めております。

第7条の一時借入金の限度額につきましては90億円と定めております。

次に、68ページをお開きください。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、各項の経費相互間の流用について定めたものであります。

第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費及び交際費を定めております。

第10条の他会計からの補助金につきましては5億7236万9000円を予定しております。

これは、臨時財政特例債等の元利償還等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

第11条のたな卸資産の購入限度額につきましては、購入限度額として1000万円と定めております。

第12条の重要な資産の取得及び処分につきましては、送水管2898.8メートルを供給施設の統廃合に伴

い、うるま市へ譲与することを定めたものであります。

以上が、甲第22号議案についての説明でございます。

続きまして、69ページをごらんください。

甲第23号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象は、沖縄電力金武火力発電所など95事業所で、当年度総給水量は730万立方メートル、1日平均給水量は2万立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業としましては1億8966万5000円を予定しており、その内容は、小那覇増圧ポンプ場改良事業、糸満工業団地配水管布設事業となっております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の工業用水道事業収益は7億398万円を予定しております。

収益の内訳は、営業収益が給水収益で2億8270万3000円、営業外収益が平成26年度からの会計基準の見直しに伴う長期前受金戻入や他会計補助金などで4億2127万6000円などとなっております。

支出の工業用水道事業費用は6億9237万5000円を予定しております。

費用の内訳は、営業費用が減価償却費、ダム維持管理負担金、動力費などで6億6898万3000円、営業外費用が企業債利息などで1526万6000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては70ページをお開きください。

資本的収入は7292万2000円を予定しております。

収入の内訳としましては、他会計補助金が2299万2000円、投資償還金が4992万9000円などとなっております。

資本的支出は3億764万9000円を予定しております。

支出の内訳としましては、建設改良費が1億9619万2000円、企業債償還金が6145万6000円、投資が5000万円などとなっております。

第5条の一時借入金の限度額につきましては2億円と定めております。

第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、各項の経費相互間の流用について定めたものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を定めて

おります。

第8条の他会計からの補助金につきましては9486万7000円を予定しております。

これは、先行投資施設に係る維持経費や臨時財政特例債の元金償還等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

第9条の利益剰余金の処分につきましては、当年度利益剰余金のうち1億1914万4000円を建設改良積立金として処分することを定めております。

以上で、甲第23号議案の概要について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）（平成26年2月7日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに各予算に対する質疑を行います。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 まず、マスコミに今出ているキャンプ瑞慶覧のドラム缶、それから東村高江の赤土問題について、現時点で環境生活部が把握している状況を説明してください。

○當間秀史環境生活部長 まず、キャンプ瑞慶覧のドラム缶の件につきましては、先週末に沖縄防衛局から報告と相談がございました。その報告の内容は、宜野湾市教育委員会が文化財の調査をしている最中にドラム缶が発見され、宜野湾市と沖縄防衛局が現

地調査をしたら、特に異臭等の問題はないと。ただ、沖縄防衛局としては、速やかにそのドラム缶の内容物及び周辺の土壌調査を行いたいので、その調査項目について、沖縄市のドラム缶と同様な調査項目内容でよろしいかという相談がございました。これに対して県としては、それでいいのではないかという回答をした、そういう相談を受けたということです。

それから、東村高江の事案につきましては、これは先週新聞報道等がございましたので、県としましても沖縄防衛局に県庁に来ていただいて、まず説明を求めたところであり。その内容は、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく通知をした地域において、新聞報道にあるように土砂の移動があったと。要するに、通知した内容と異なる行為があったということで、これについては、我々としても条例にそぐわない不適切な行為であるので嚴重注意をした。と同時に、詳細が不明なので報告書を出してくださいということで、今、報告書の提出を待っている状況です。

○新里米吉委員 東村高江の場合は、もう1週間近くたっているのです。環境生活部としては東村高江の現地調査はしていないわけですか。

○當間秀史環境生活部長 これについては、報告書と今回の事案に伴う事業の変更通知書が出た時点で現地調査を行う予定であります。

○新里米吉委員 県の赤土流出対策というものは、基地の中でこういった問題が起きたときに適用されますか。

○當間秀史環境生活部長 行為者が沖縄防衛局である場合については当然適用はされますが、行為者が米軍については適用はしていないということでございます。

○新里米吉委員 では、次の質疑に移ります。

自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業が平成25年度7260万円から平成26年度3269万円となって大幅減になっています。その大幅に減った理由を伺いたい。これは事業概要の19ページにあります。

○古謝隆環境政策課長 当該事業は、沖縄らしい自然環境を戦略的に再生するために、自然環境再生指針、仮称でございますけれども、これを策定して、その後、指針を踏まえたモデル事業の実施に向けた検討を今行っているところでございます。この指針の策定につきましては平成24年度から取り組んでおりますが、指針を策定するための主な基礎調査が平成25年度までに終了したということで、平成26年度

は指針を策定、仕上げるということで、基礎調査に係る部分の予算が減少になっております。

○新里米吉委員 というと、これは平成24年度に新規に8155万円、そして平成25年度7260万円と来て今年度が大幅に減ったのですが、指針策定が主な目的だったのですか。

○古謝隆環境政策課長 沖縄らしい自然環境を取り戻すに当たりまして、自然環境をどの程度まで再生するのか、どの時点まで再生するのか、あるいはどの範囲から優先して取り組んでいくのか。これについては自然環境の変遷など基礎的な調査が必要ですので、その基礎的な調査を行った上で自然環境の持つ経済的な価値といった要素も加味しまして、防災機能なども配慮した形の指針を策定して今後事業として取り組んでいこうということで、指針策定が最終的な目的でございます。

○新里米吉委員 次に、世界自然遺産登録推進事業、平成25年度3422万円から次年度は1435万円に、これもまた大幅に減額されていますが、これは事業概要の20ページにあります。これについて伺いたい。

○富永千尋自然保護課長 世界自然遺産登録推進事業は、今進められている奄美・琉球の世界自然遺産登録のための各種調査事業を行うための内容となっています。平成25年度に新規事業として認めさせていただきまして、平成26年度は減になっておりますが、この理由は、1つは、事業内容が異なるということで、積み上げた結果、減ということです。具体的には、平成25年度の予算ではインベントリーの作成、これは生物種の目録みたいなもの、登録のときに必要なものです。こういったものを作成することと、もう一つは、イリオモテヤマネコの生息域の調査を行いました。こういったものを積み上げた結果、全体として約3400万円余りの予算額になりましたが、今年度要求しているのは、自然遺産候補地において、いろいろと登録された後にお客さんが来るだろうということで、自然環境の利用と保全についての現状調査、そして、その将来予測を行う調査を組みました。そういったことで所要額を積み上げた結果、平成26年度はこの金額になったということでございます。

○新里米吉委員 去年新規で計上されて、先ほど来の説明もありますが、世界自然遺産登録の前提になるリストをつくっていくのだと。ヤンバルの国立公園化外来種対策、ユネスコへの推薦状作成が必要になってくる、必要な資料収集を行うと。そして、もう一つは、イリオモテヤマネコの生息調査というこ

とを、去年、自然保護課長が予算特別委員会で答弁しています。そうですね。では、去年答弁した資料作成等はほぼ終わったという理解でいいのでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 これは基礎となる資料ということで、インベントリーはそういうことでございます。あと、イリオモテヤマネコの調査については、今回若干減額の補正をさせていただきましたが、これは琉球大学とも連携をしまして、比較的山間部にもイリオモテヤマネコがかなり分布しているということがだんだんわかってまいりました。1つは、そういった基礎資料の整理は、今後登録を推し進めていく中で、また新しい課題が出てくるかもしれません。そういったものには一応この予算項目で対応をしたいと考えております。先ほど申しました外来種の対策については、マングースの対策事業ということで別途予算を計上しております。

○新里米吉委員 イリオモテヤマネコについては、去年の時点で海岸沿いしかまとまったデータが出なくて、山の中がまだよくわからない、だからそういう調査をするのだと言っていたので、先ほどの説明では今回減になると、もうその辺も終わったのかと思ったら、これからやるわけですね。去年お話ししたイリオモテヤマネコの山の中の調査がよくわからないからこれをやらないといけないということは、ことしやらないといけないわけですね。

○富永千尋自然保護課長 イリオモテヤマネコの調査については、当初から里に多いのではないかと言われていて、山の中のデータが少し不十分だったということがございました。今回この調査事業を組むことによっていろいろな情報収集をした結果、林野庁でもある程度山間部でのイリオモテヤマネコ調査をしていて、ただ、そういった調査がそれぞれ断片的にあったということがありまして、こういうものを総合した結果、おおむね当初の分布域調査の目的はほぼ達成された。今後これは保護計画に反映されていくこととなります。

○新里米吉委員 次に、サンゴ礁保全再生事業の中で、サンゴの植付実証事業もその中に入っているわけですが、サンゴの植えつけ実証についての成果を伺いたいと思います。事業概要20ページ。

○富永千尋自然保護課長 このサンゴ礁保全再生事業は、主に恩納海域と読谷海域、そして慶良間海域において、人為的にサンゴ群集を再生するという内容の事業でございます。事業は平成22年度から実施をしております、これは平成25年までの実績です

が、これまでに大体5万株のサンゴの種苗をおおむね0.9ヘクタールの区域に植えつけをしています。この事業の目標としましては、平成28年度末までにおおむね3ヘクタール相当のサンゴ群集の再生を図ることを目指して事業を行っております。

○新里米吉委員 それから、産業廃棄物対策費8億9329万円が現在の予算額ですが、次年度は6億9886万円と2億円以上減になっているのです。その中身を調べたら、とりわけ委託料が4億6000円余りから2287万円に大幅に減になっているわけですが、この理由はということなのでしょう。

○比嘉榮三郎環境整備課長 このバイオマス資源活用コージェネレーションシステム構築事業につきましては、沖縄振興一括交付金を使いまして平成24年度から事業を実施しております。平成25年度におきましては4億4936万円、そのうちの委託料が4億4892万円となっております。この事業につきましては、平成25年度での事業終了に伴いまして、次年度、平成26年度は皆減となっております。

○新里米吉委員 それから、赤土流出対策費9439万円、これが次年度は3331万円、これも3分の1近くに減っていますが、この場合もよく見てみたら委託料が大幅減になっているのです。その理由を説明してください。

○城間博正環境保全課長 赤土流出対策費の減の主な理由としましては、閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業の終了に伴う減、それから赤土等流出防止活動支援事業の予算額の減となっております。閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業につきましては、石垣市川平湾をモデル海域としまして、閉鎖的な海域における対策手法の確立を目的に実施したものです。平成24年度から平成25年度までの調査で閉鎖的な海域における対策手法の確立という本事業の目的が達成できたことから、平成26年度は事業を終了したものです。

この事業の中で、地元から要望のありました堆積した泥土のしゅんせつ等の土木的対策は、有識者等の検討委員会におきまして、生態系への影響が懸念されることから見送ることとなりました。今後は陸域対策を中心に実施すべきとの結論になりました。この調査結果につきましては、3月11日に石垣市及び地元住民に説明しまして了解をしていただいたところです。今後は、関係部局、それから石垣市とも連携しまして、川平湾流域における陸域対策の実施を検討していくこととしております。

それから、赤土等流出防止活動支援事業の中の委

託費の減につきましては、平成25年度の委託費で環境教育とかに使う映像及びパンフレットを作成しましたので、この委託費の分が減になったということです。

○新里米吉委員 調査や資料作成等の委託費などがほぼ終了したということなのですが、ところが、赤土問題は解決はしていないのですね。いまだに流れているし、これまで堆積したものもどうするのか、具体的な事業はどうしていくのかわからないのですが、今後の対策はどうしようとしているのか。これはかなり金もかけながらやらないといけないと思うのですが。

○城間博正環境保全課長 去年の9月に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定しております。これは県内に76の監視海域を設けて、その海域の堆積状況を把握しながら、陸域の流出源の調査をし、その目標数値を設定して、この数値が達成できるような対策をとることとしております。実効性を持たすような行動計画を策定して、今後取り組んでいきたいということとしております。

○新里米吉委員 わかりやすく言えば、先ほどの川平湾などは、調査はしたが、もう手はつけないでおこうという話で終わってしまうわけよ。そうすると、実際にはこの赤土問題は解決していないわけだから、今も流れ続けているし、具体的にそれをとめる、それから既に堆積したものを可能な限り除去することについては、まだ目安さえも立っていないような気がするのです。これはしっかり今後、少し手をつけられそうにありませんからやめましたというだけではなくて、それはしかも、モデルケースとしてその部分だけやったので、ほかのところはどうか。ほかも全部もう今後手をつけないのか。そういったところをしっかりと検討してもらいたいと思います。

それから次に、東村高江のヘリパッド問題ですが、当初はCH53の保全措置を講じてきて、その後、実際には、もうオスプレイが離着陸している中であってオスプレイに対する環境アセスメントの結果はどうなっているのか伺いたいと思います。低周波音によるノグチゲラ、ヤンバルクイナに与える影響はどうですか。

○當間秀史環境生活部長 東村高江のヘリパッド建設に係る沖縄防衛局が行った自主アセスメントの中で、騒音あるいは低周波音の影響については、今現在米軍が運用しているヘリの中でCH53の騒音が一番大きいので、それを指標にして、騒音と低周波音の影響を測定しているところでございます。

ただ、今御質疑のあったノグチゲラとかヤンバルクイナに与える影響については評価されていなくて、この騒音、低周波音については、高江の集落の人たちに与える影響の調査であるということです。さらに、低周波音につきましては前から申し上げているように、人体への影響も、まだ科学的な知見も蓄積されていない状況の中、ヤンバルクイナとかノグチゲラについてはわからない状況であるということ。

ただ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラにとって一番心配されることは、オスプレイの高排気音、さらには風圧等々があるので、それについての環境影響評価を我々は今求めている状況です。

○新里米吉委員 今、これを質疑したのは、1年前の予算特別委員会で質疑して、前の環境生活部長がこういうことをやらないといけないと言っていたので、今どうなっているのかを聞いているわけです。そうすると、まだ十分ではないわけですね。

○當間秀史環境生活部長 我々としては、まだ十分な影響調査が行われていたとは考えておりません。

○新里米吉委員 基地公害対策費の委託料が米軍基地騒音監視調査費924万円、委託料、これはオスプレイの騒音対策も含まれているのですか。

○城間博正環境保全課長 普天間飛行場周辺と嘉手納飛行場周辺に県の測定局を設置していますので、この測定と、それから、低周波音については常時監視ではできませんので、沖縄県衛生環境研究所が低周波音については測定していくということで、その事業の範囲内で実施することになります。

○新里米吉委員 先ほど世界自然遺産との関係でマングース対策の話も出ていましたが、マングース対策事業の成果はどうなっていますか。

○富永千尋自然保護課長 マングース対策事業につきましては、現在、ヤンバルの南側に2つ柵を設けて、その北側での駆除を行っています。1つ目の柵は、塩屋一福地ラインと言いまして、ここに1つ。それから昨年度、塩屋から平良までのライン、S Tラインと言っていますが、ここの柵が完成しまして、この2つの柵で北上を防止しつつ、北側のマングースを防除というか、減らしていくということで事業を実施しています。

マングースの密度は全般的に今低下をしていて、私が記憶するところと言うと、捕獲効率というものがあるのですが、これが最盛期に比べておおむね25分の1程度まで低下をしています。匹数で言うと、当初大体多いときで520頭余りとれていたのが、平成23年度の数値では255頭という内容になっていて、こ

れに伴って希少種、特にヤンバルクイナとかノグチゲラの確認されているメッシュ数が増加してきている状況にあります。

○新里米吉委員 最後に、ジュゴンの複数年調査について、知事意見や環境生活部長意見が出ましたが、その主な内容を説明してください。

○古謝隆環境政策課長 それでは、順を追って御説明します。

まず、アセスメントの手続の中で方法書が一番最初に出てきますが、方法書に対する知事意見の中でジュゴンの生活史等について複数年の調査を実施するよう意見を述べております。その後、事業者は、平成19年7月から平成21年2月に航空機を使って追跡調査などを行っているところでございます。それを受けて準備書が策定されていますが、調査としては、複数年調査をまだやる必要があると意見を出してあります。その後、事業者は、平成21年度から自主的な調査を行いまして評価書に記載しております。評価書に対する知事意見の中では、ジュゴンの生態についてはまだ十分に解析されているとは言えないと指摘しております。直近ですと、埋立承認申請書に係る環境生活部の意見において、ジュゴンが夜間にどこでどう過ごしているのかという知見がまだ十分得られていないと指摘したところでございます。

○新里米吉委員 そのとおりですね。だから、きのうも土木建築部にはその旨具体的に読み上げて、皆さんの答弁とこの間の知事意見、一番新しい環境生活部の意見とかなり乖離があるということをお話ししておきました。完全に事業者側の言ったことをそのまま書いて、はい、やっていますということで、この調査では不十分だという県側の指摘があるということをしっかり認識して、特に環境を担当する皆さんとしては、皆さんの出した意見に基づいて、これからもしっかり沖縄の環境保全のために頑張ってもらおうよう要望して終わります。

○中川京貴委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 私の通告が新里委員と大分かぶってしましまして、同じにならないように、見分けながらやりたいと思います。

まず、先ほどありました赤土流出対策費の中の予算が大幅に減になった理由は、石垣市川平湾の調査がほぼ終了したということで理解をいたしました。なお、こちらの中には堆積状況調査とか3項目、防止推進事業、海域のモニタリングをするとか、赤土等流出防止活動支援事業が含まれているのですが、沖縄県のどの程度の海域で調査されているのか、ま

ずその辺からお願いできませんか。

○城間博正環境保全課長 赤土等流出防止海域モニタリング事業についてですが、県では県内海域における赤土等の堆積状況を経年的に把握するため、平成24年度から赤土等流出防止海域モニタリング事業を実施しています。調査内容につきましては、離島を含む県内28の海域において赤土等堆積状況の調査、これはSPSSという底質中懸濁物質含量で評価を年3回しています。それから、サンゴ等の生物生息状況調査を年1回実施しています。また、海域に隣接する全ての陸域において、赤土等の流出源を確認するための陸域調査を年2回以上実施しているところです。

平成24年度の調査結果によりますと、28海域中、明らかに人為的な影響があると判断される底質中のSPSS、これはランク6以上になるのですが、全体の50%となっております。

○仲宗根悟委員 この28海域、もちろん沖縄本島、そして先島も含めての28だと思うのですが、大まかで結構ですが、全域をカバーしているのか、あるいはポイントでやっているのか、少し説明できますか。

○城間博正環境保全課長 28海域につきましては、沖縄本島で14海域、久米島で2海域、石垣島で9海域、西表島で3海域になっております。

○仲宗根悟委員 今、堆積しているモニタリングの28海域の中で人為的な影響があると言われるところが50%と言いますから、この28海域のうちの14海域だというような考え方でいいのですか。

○城間博正環境保全課長 はい。

○仲宗根悟委員 わかりました。

この赤土流出の主な原因というものは、人為的が50%ある中で、陸地ですから農地から流出してくるのだとか、あるいは工事の関係、あるいは大雨による土砂の崩落とか、いろいろあるのですが、どのような形で赤土が陸地から流出しているのか伺います。

○城間博正環境保全課長 平成7年に沖縄県赤土等流出防止条例を施行してしまして、その効果で開発事業から大幅に減少しています。平成23年度の調査によりますと、県内全体の流出量が29.8万トンですが、そのうちの25.5万トンが農地からの流出となっております。

○仲宗根悟委員 農林水産部あたりも赤土を食い止める工夫というのでしょうか、農家の皆さんに緑地帯を設けるとか、露出している囲いを緑地にしながら流れにくいような農地をつくらうということをやっているようです。その農地そのものは、結構見

ていますと沈砂池をつくったりといった工夫もされているのですが、それでも流出が防げない理由はどこにあるのでしょうか。

○城間博正環境保全課長 農林水産部におきましては、今、委員がおっしゃった沈砂池の設置とか勾配修正とか、ハード的な事業は実施してきていますが、農業従事者は高齢者であるとか小規模な農家が多いとか経費がかかるということがあって、実際は営農の現場において対策がなされていないということがあるかと思えます。

○仲宗根悟委員 今、申し上げたお話のことを、農林水産部が手を施していこうということで、農林水産部が立ち上げたのかな。どうなのですか。予算づけして工夫していますよね。

○城間博正環境保全課長 農林水産部においても赤土流出は大きな課題と考えておりまして、そういうハード的な対策とか、あとはソフト的な事業としましてコーディネーターの育成とか、そういう人的育成とかという事業もやっていますので、農林水産部局サイドも十分認識していることだと思います。

○仲宗根悟委員 よく漁業従事者ですとか、あるいは釣り愛好会の皆さんからもお話を伺ったりもするのですが、実は台風が来ると海を洗って、堆積した赤土ですとか土砂というものを、外海へ持っていく効果もあるのだという言い方をよく耳にしたりもするのです。先ほどあったように、川平湾ですと、波浪ですとか台風で外海へ持っていけないところとか、あと、実際に今お話し申し上げたように、たまりやすいところ、外海に出ていかないところは、この28海域のうち何カ所で把握されていて、新里委員がおっしゃったように、台風任せればいつかはなくなるのだというような感覚もあるのかなと思ったりもするのですが、その辺はいかがですか。

○城間博正環境保全課長 川平湾につきましては、閉鎖的な海域となっていて、今回の我々の実施した事業におきましても、海水交換がなかなかできない、されていないという結果が出てしまして、陸域から赤土等が流れた場合は底にたまってしまいう状況になっています。ですが、川平湾につきましては、数千年かけてたまった泥土ということで、その中でもう生態系が発生していて、これをさわると逆に環境に影響を与えるということで、しゅんせつはふさわしくないという結果が出ていました。

28海域で閉鎖性があるのかという御質疑だったかと思いますが、28海域については、川平湾のような閉鎖性がある海域はないということになっています。

○仲宗根悟委員 今回の説明ですと、28海域のうちの閉鎖的な海域というものは川平湾が象徴的で、残りの27海域については閉鎖的ではないという理解でよろしいのでしょうか。

○城間博正環境保全課長 金武湾とか羽地内海とか内湾になっているところについては閉鎖的なところはあるのですが、この28海域についてはそういうところはないということです。

○仲宗根悟委員 最後に確かめたいのですが、川平湾の堆積は、もうしゅんせつはしないということではよろしいのですか。

○當間秀史環境生活部長 これまでの閉鎖性海域の調査事業によって判明したことは、川平湾の底にたまった赤土等の泥土は数千年の年月を経てたまったもので、深いところで十数メートルの堆積となっていて、そもそもそれをしゅんせつすることが、まずどうなのかということと、それから、川平湾の濁りの原因となっているのは、まず陸域からの雨等による河川への赤土の流入と、川平湾のサンゴの駆け上がり部分のサンゴのすき間にたまった赤土が巻き上げによって海を濁すということがありまして、やはり一番大きな原因は陸域からの流入で川平湾が混濁するということがありましたので、まず当面陸域対策をしっかりとやろうという結論に至った次第です。

○仲宗根悟委員 わかりました。

今度は、その赤土が原因と見られるサンゴです。自然環境保全費の中でサンゴ礁保全再生事業も、それからいろいろ盛り込まれてはいるのですが、その中でサンゴの植付実証事業、恩納海域、読谷海域、そして慶良間海域は人為的に行ってきたというお話だったのですが、去年でしたか、台風の後の水中写真を見せられたときに、相当サンゴに被害が及んでいるということで、この人為的な植えつけ、そしてまた、このように失っていくという部分で、どういったバランスというのでしょうか、なくなれば再生しないといけないのだろうと、それで事業なのでしょうと思うのですが、どうなのですか。どの程度でサンゴが復活したり、あるいは県内でよみがえっているのか、あるいはなくなっていく率が多いのか、その辺のバランスはどうなのでしょう。

○富永千尋自然保護課長 県下の全般的なサンゴ礁の状況というものは、平成21年から平成23年まで全県調査したものがああります。これはリーフ沿いを調査して、総延長2000キロの調査を行っています。その結果、今沖縄周辺のサンゴ被度、例えば25%より高いものを被度がよい、もしくはそれより低いもの

は被度が悪いと区別した場合に、被度が高いものは、沖縄周辺では約1割、宮古島周辺では約3割、八重山周辺では約5割、あと、この間国立公園になりました慶良間は約3割という結果が出ています。

今言うように、サンゴ礁に対する脅威というものは、1つは、台風は常にございまして、これでサンゴが壊されるというものがあります。もう一つは、白化現象です。あとオニヒトデ、そして先ほどお話がありました赤土がございます。

○仲宗根悟委員 今おっしゃったように、白化ですとか台風の被害を受けたサンゴが自然再生という形でよみがえってくるのはあるのかなと思うのですが、どうですか。

○富永千尋自然保護課長 通常、やはり自然には再生力がありますので、きちんとそういう場所を赤土の流出がないようにしたりとか人の踏み荒らしがないようにすれば、おのずと回復する可能性はあります。ただし、かなり幼生そのものがなかなか来なくなったりしている場合は、今県でやっていますが、人為再生というオプションも1つ想定されるものだと考えます。

○仲宗根悟委員 もう一つ、サンゴの大敵、オニヒトデ総合対策事業がこちらにも盛り込まれているのですが、オニヒトデの対策費はどういった形で使われているのですか。

○富永千尋自然保護課長 オニヒトデ総合対策事業ということで、これは沖縄振興一括交付金を活用して、平成25年度から新規事業として措置をさせていただきました。内容としましては、オニヒトデの大量発生を予察できないかという調査研究と、もう一つは、大量発生をするメカニズムを解明して抜本的な対策につなげていこうというのが目標の大きな2つになります。それを行うために、現在、例えば地元の漁業協同組合とかダイビング組合と連携してモニタリングをしたり、また、オーストラリアの研究所などと国際的な協力により、総合的にオニヒトデ対策を進めていこうという試みをしているところです。

○仲宗根悟委員 そうしますと、次に発生時期はどういった時期があるのかということをお聞きしたかったのですが、あらかじめ予測をしながら大量発生しそうな原因を研究しながら大量発生させないような工夫につなげていく予算になっているということで理解してよろしいのでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 今、委員がおっしゃるとおり、オニヒトデ対策には短期的な対策と長期的な

対策で取り組まないといけないというものがあ
ります。短期的な対策というものは、早目に予察
をして大量発生するときに準備しておくという
こと、長期的な対策というものは、大量発生
を起こさせないようにするということです。

今、オーストラリアで一番有力視されている
のは、陸域からの栄養塩がオニヒトデの子供
の生残率に大きく影響しているということが
言われています。ですから、こういったもの
のメカニズムがある程度わかると、どの時
期にどういう対策をとることによって、例
えば幼生が大量発生するのを抑え込むこと
が可能になるかもしれません。そういった方
向で今研究を進めています。

○仲宗根悟委員 よくわかりました。頑張
ってやっていただきたいと思います。

あと、世界自然遺産登録推進事業の中で、
先ほどもありましたが、ヤンバルのどこか
ら、位置はどの辺からやるという線を確認
したいのですが。前も聞いたと思うので
すが。

○富永千尋自然保護課長 世界自然遺産
登録の区域につきましては、去る12月に奄
美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会―
科学委員会を設置して、ここは生物系の専
門の研究者もしくは先生方が中心になっ
たところです。そこでいろいろと議論をし
まして、推薦区域が絞り込まれています。場
所は奄美大島、徳之島、ヤンバル―これ
は沖縄本島の北部、国頭村、大宜味村、
東村の3村になります。あと西表島が世
界自然遺産候補の区域ということで科学
委員会で絞り込まれたという状況です。

○仲宗根悟委員 先ほどの説明の中に
インベントリですか、生息している調査
ですとか、いろいろあるのですが、かなり
希少種が生息しているという意味で、ヘ
リパッドもそうですが、オスプレイの訓
練とか、そして、国頭村の林業の皆伐採
方式の中で樹木ですとか希少種がいろい
ろ破壊されるような懸念がされるので
すが、この辺はどういう形で自然保護課
は捉えているのでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 まず、世界
自然遺産登録に向けては、保護担保措置
と申しまして、遺産の価値をきちんと守
っていかないといけないという課題があ
ります。自然保護課でまず一番大きな問
題としては、やはり外来種の問題、特に
マングースはそういった希少種にかなり
影響を及ぼしているのです、特に沖縄
本島北部においてはマングース対策をき
っちりやっていくのが重要なことです。

あともう一つは、今後、世界自然遺産
に登録推薦

するためには国立公園化を行わないとい
けなくて、西表島は今国立公園になって
おります。あと奄美大島、徳之島もこ
れから取り組むこととなりますが、ヤ
ンバルも同様に取り組んでいくこととな
ります。その際、ヤンバルの場合は以前
から林業とのかかわりが非常に深い地
域でございまして、こういった方たちと
の理解、もしくはすみ分け、協力が必
ず必要になってくると考えております。

○仲宗根悟委員 あと、北部訓練場の
米軍基地に対してはどういった形をと
られますか。

○當間秀史環境生活部長 米軍基地
の扱いについては、先ほど自然保護課
長から話があったように、まず、世界
自然遺産に登録するためには保護担保
措置が必要であるということで国立公
園化の指定がなされなければならない
ところですが、米軍基地については提
供施設なので、そういった国内法の網
がかぶせられないということになって、
当然外されることになります。

○仲宗根悟委員 わかりました。

最後に、環境整備企画費の中のごみ
減量化について伺いたいのですが、現
在皆さん減量化に努めているのですが、
この事業効果というのでしょうか、ど
ういう状況でごみが減らされてきて
いるのか、その辺についてお願いをし
ます。

○比嘉榮三郎環境整備課長 ごみ
減量化推進事業につきましては、本
事業は県内のごみの減量とリサイ
クルを広域的な観点から推進し、循
環型社会を形成するため、平成5年
から実施してきております。この
事業につきましては、循環型社会
形成に向けて、市町村と連携しな
がら啓発事業としまして5月30
日のごみゼロの日から1週間、ご
み減量・リサイクル推進週間とし
まして取り組んでおります。また、
9月24日の清掃の日から10月
1日の浄化槽の日までを環境衛生
週間と捉えまして、週間のキャン
ペーン等をやっております。また、
リデュース、リユース、リサイ
クルの3Rを推進するために、10
月に3R推進月間を設けまして、
新聞広告、ラジオCM、パネル、
店頭の広報としてごみ減量化リ
サイクル、ごみの分別収集等につ
いて意識向上に努めているところ
であります。また、平成20年か
らは、県内大手業者、沖縄県、
沖縄県ごみ減量リサイクル推進
会議の3者におきまして協定を
結びましてレジ袋の有料化を
実施し、減量化を図っております。
現在、協定事業所としまして11
事業者、平成20年から平成25
年までのレジ袋の辞退率につ
きましては平均80%ということ

で、かなり減量化が進んでいるかと思っております。

○仲宗根悟委員 今のお話ですと、平成5年からスタートして今日まで市町村の連携が一番大きなウエートがあると思うのですが、今確実に減量化は効果があるということで理解してよろしいのでしょうか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在、沖縄県におけますリサイクルにつきましては15.4%ということがあります。平成10年や平成11年に比べますと、かなりリサイクル率が上がってきておりまして、今後もしリサイクルの向上に努めていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 平成5年あたりからスタートされてきて、私たちもそうですが、各市町村、自分たち住民が、県民ができることは何ですかということで減量すると、やはりそれを処理する経費も安く上がるということで、相当な力の入れ方で市町村も頑張っているとお聞きをしました。それが目に見える形でできているのだらうと思いますが、ちなみに、不法投棄の現状はどうですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 不法投棄の現状につきましては、平成23年度実績がありますが、県内におきましてこれは市町村調査ですが、1トン以上確認されている箇所としまして139カ所、量としまして9700トンが今不法投棄があることになっております。この139件ですが、原因者につきましてはなかなか特定できないということがありまして、特定できたのが数カ所です。ですから、現在不法投棄につきましては、県も含めまして各保健所に監視員等を配置しまして、不法投棄監視員であるとか、あるいは市町村に併任発令をしまして、市町村もタイアップしながら不法投棄を監視しているという状況になっております。

○仲宗根悟委員 最後ですが、企業局に、当初予算説明書の566ページの調査費、名護浄水場というものがあのですが、その中に辺野古関連の予算が使われる、調査をしなくてはいけないというものが含まれているのかどうか。どうなのですか。

○平良敏昭企業局長 辺野古の基地と関連するということではなくて、名護市にある辺野古浄水場が老朽化して水質がかなり悪化しているということで、以前から名護市から我々に申し入れがあります。企業局から直接水を久辺3区に送水したいという要望がありまして、我々はポンプ場の整備について今調査、取り組みをいろいろやっているということでございます。別に辺野古とは関係ない。

○仲宗根悟委員 韓国に基地要請の調査に出られま

すね。これは環境生活部としての関連はありますか。

○當間秀史環境生活部長 来年の4月から環境部ということでの組織編成がある中で、さらに環境政策課の中に基地環境特別対策室を設けます。その基地環境特別対策室の中で、いわゆる基地の汚染浄化の手法であるとか、現在の基地の汚染度合いの調査等々を行って、今後の基地環境の保全のあり方について方策を求めることとしているわけですが、それに先立って、今回、韓国で基地内の環境保全策がどのようにされているのかということで先遣隊として派遣するというところでございます。

○仲宗根悟委員 わかりました。

○中川京貴委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 事項別の内訳書の33ページ、騒音悪臭対策費、この事業の説明をお願いします。これは那覇空港増設の関係かな。

○城間博正環境保全課長 騒音規制法とか悪臭防止法に基づいて、県内に基準を当てはめた地域を設けてありまして、その中で、事業所から届けがあった場合の届け出の受け付けとか、苦情があった場合の対応になります。それから、騒音規制法につきましては、県内の自動車騒音の状況を毎年調査して、その調査のための費用になります。委託料でこれを行っています、その費用になります。

○新垣清涼委員 航空機騒音に係る監視測定というものはこの部分ですか。33ページですよ。

○城間博正環境保全課長 那覇空港周辺に4局の測定局を設置してありまして、維持管理のための費用も含まれていると思います。

○新垣清涼委員 今度那覇空港は増設しますね。それで、今現在環境基準を満たしているのかどうか、増設した場合にその環境基準はどういう変化を予想されているのか。お願いします。

○城間博正環境保全課長 先ほど申しました4局、那覇下水処理場と那覇市の具志、豊見城市の与根、糸満市の埋立地に設置してありますが、その中で与根局と具志局の2カ所が環境基準を超過しているという、これは平成24年度の測定結果ですが、そういう結果です。

○當間秀史環境生活部長 それと、平行滑走路ができた場合の影響ですが、これは環境影響評価、アセスメントをしています。そのときの騒音コンターから見ると、多少騒音コンターが東側に寄ります。ですから、豊見城市とか小禄に騒音コンターが少し食い込んできます。そういうことがあって、事業者である大阪航空局は、豊見城市、那覇市小禄等々の地

元の自治体と、平行滑走路ができた場合の航空機の運用のあり方について話し合いを持つことになっております。

○新垣清涼委員 今現在超過している部分の対策はどうなっていますか。環境基準を超えている地域の対策。現在の取り組み。

○城間博正環境保全課長 毎年、測定結果に基づきまして、那覇空港事務所、自衛隊那覇基地に騒音低減の要請をしているところです。

○新垣清涼委員 要請だけではだめなのではないか。これは改善してもらわないといけないわけだから、その改善策をしっかりととってもらわないといけないと思いますよ。

○當間秀史環境生活部長 現在の対策としましては、いわゆる防音の窓、そういう防音工事の補助等は当然ございますが、我々としては、さらに飛行機の運用によって騒音を減らすような対策をとって欲しいということで今要請をしているところであります。

○新垣清涼委員 米軍はなかなか要請しても聞かないが、やはり同じ国民として、平行滑走路ができたときに離発着の運航によって幾らでも改善する余地はあると思うのですよ。そこら辺をしっかりと強く要望して改善をしてほしいと思います。

次に、35ページですが、水質汚濁防止対策費の中でダイオキシン類の発生源監視指導事業というものがありませんが、これの実績、どういうものになっているのかをお願いします。

○城間博正環境保全課長 ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、県では特定施設、それから大気、公共水域、土壌中のダイオキシンの常時監視を実施しています。これは平成23年度の結果ですが、大気では一般環境2地点の3回、発生源周辺におきましては4地点の3回、水質につきましては、河川の水質が5地点、底質が5地点、海域におきましては水質が1地点、底質が1地点、地下水が7地点、土壌につきましては、一般環境が7地点、発生源周辺が9地点で、いずれの結果も環境基準値以下になっています。

○新垣清涼委員 環境基準を満たしている。

○城間博正環境保全課長 満たしているということになっています。

○新垣清涼委員 次に、米軍基地騒音監視調査費、46ページ、この説明をお願いします。

○城間博正環境保全課長 県におきましては、普天間飛行場周辺と嘉手納飛行場周辺に航空機騒音の常時測定局を設置しておりまして、市町村とも連携し

ながら測定しています。嘉手納飛行場周辺におきましては県の測定局は9局、普天間飛行場周辺におきましては県の測定局は7局となっております。環境基準が当てはめられていますので、それを達成しているのかどうか24時間常時監視している状況です。

○新垣清涼委員 基準はどうなっていますか。調査しているから結果までお願いします。

○城間博正環境保全課長 平成24年度の測定結果になりますが、嘉手納飛行場周辺におきましては14局中7局で、それから、普天間飛行場周辺におきましては8局中3局で環境基準を超過している状況でした。

○新垣清涼委員 先ほど低周波音についても調査されるということですが、何カ所で予定していますか。

○城間博正環境保全課長 低周波音につきましては、今年度は普天間飛行場周辺の4局で1週間連続測定をしました。それと、伊江島補助飛行場周辺におきましても測定を実施しております。次年度も普天間飛行場周辺、伊江島補助飛行場周辺について測定を継続していきたいと考えております。

○新垣清涼委員 その結果はどうなっていますか。ことし1週間やっているから。

○城間博正環境保全課長 伊江島補助飛行場周辺については、1月15日、16日に測定しまして、低周波音の最大値が97.3デシベルという結果を速報値で得ていますが、実際影響があるかどうかについては、詳細な周波数分析、オクターブ分析をやらないといけないのですが、これを今鋭意取り組んでいるところで、解析中というところです。

○新垣清涼委員 普天間飛行場周辺はどうですか。

○城間博正環境保全課長 普天間飛行場周辺については、4地点で5日間の測定を行いまして、そのうちオスプレイの飛行回数が77回でありました。そのうちの低周波の最大値が上大謝名局で117.9デシベルになっています。

○新垣清涼委員 ぜひ私たち人間に与える影響についてもしっかりと調査していただいて、その対策についても取り組んでいただきたいと思います。

次に、生物多様性、これは自然環境保全費の中で52ページです。沖縄生物多様性プラザ事業について説明をお願いします。

○富永千尋自然保護課長 沖縄生物多様性プラザ事業は、昨年度策定しました生物多様性おきなわ戦略の普及啓発を図るために措置していただいた費用でございます。本年度からの新規事業ということですが。主に本年度は、1つは、たくさんの子供連れの方た

ちに生物多様性を楽しみながら学んでいただこうということで、昨年の夏休みに新都心公園において生物多様性まつりを開催しました。これは、県立博物館・美術館で大生き物展、これも生物多様性に関するテーマにした展示ですが、ここと連携をしまして、そういった普及啓発をやるということをやりました。

あと、夏休み期間中にいろいろなフィールドに出て行って親子で楽しんでいただくようにということで、1つは「ネイチャー・レシピ」という名前のガイドブックを策定しています。あわせて、各地域地域でその自然を紹介するような小冊子をNPOがいろいろつくっていますので、これを公募事業で今大体10余り、自然を紹介する冊子をつくって配布しております。来年度はまた広げて、さらに学校教育とかと連携しながら、生物多様性の意味、その大切さについて普及啓発していきたいと考えています。

○新垣清涼委員 プラザは、そういう拠点というものも予定しているのですか。

○富永千尋自然保護課長 ゆくゆくはということで予定しているのですが、なかなかそういうものが難しいもので、今言っているのは、一つの機能として、要するにプラザというものがセンターと違って人が集まる場所という意味合いを持たせまして、さまざまな活動をしている人をつなげる場所という意味合いで位置づけております。今回3月におきなわサンゴ礁ウィーク2014ということで沖縄県サンゴ礁保全推進協議会と連携して県は進めています、こういった普及啓発も沖縄生物多様性プラザ事業の中で行う形をとっております。

○新垣清涼委員 国内でも特徴のある生物多様性のある沖縄県ですから、ぜひそこはしっかりと守る、そして知らせる、知らせることによってさらに守っていけるわけですから、取り組みをしていただきたいと思います。

次に、先ほどから出ています世界自然遺産登録推進事業ですが、これは陸域だけですか。海域は含まれませんか。

○富永千尋自然保護課長 世界自然遺産登録区域につきましては、昨年の12月に科学委員会においてその場所が絞り込まれたということです。場所が奄美大島、徳之島、沖縄ではヤンバル北部、西表島になっています。この世界自然遺産の推薦に当たっては、世界自然遺産の登録基準がございまして、これを英語なのですが、クライテリアという言い方をしています。そのクライテリアの中で沖縄の自然遺産はど

こに該当するののかというもので、これは2点ございまして、1つは生態系と、もう一つは生物多様性の2点です。

その生態系の中身はどういう内容かといいますと、読み上げさせてもらいます。「かつて大陸の一部として共通の陸生生物が生息・生育していたが、島々が分離・統合を繰り返して、小島嶼群として成立する過程において、多くの進化系統に種分化が生じた。このように大陸島における独自の生物進化の過程を明白に表す生態系の顕著な見本」。これは世界中でここにしかないということです。あと、生物多様性は、「IUCNレッドリストに掲載されている多くの国際的希少種や固有種の生育・生息地であり、また学術上価値の高い、遺存固有種と新固有種の多様な事例が見られ、世界的に見ても生物多様性保全上重要な地域」。

この2つに共通しているのは、沖縄が島として成り立ったときに、陸上の生き物が独自の進化を遂げてきたというストーリーです。ですから、登録申請するときにも、1つの島ではなくて複数の島を挙げて、ここにそういう価値がありますという価値づけをしているということで、今までその科学委員会の中で議論されているのは主に陸上の生物になります。

○新垣清涼委員 ジュゴンについても、いわゆる沖縄が北限だと言われていることからすると、そういう海生生物についてもその範囲に入れてもいいのではないのか。生物多様性にしてもね。そこら辺を少し思っているのですが、どうなのでしょう。

○富永千尋自然保護課長 今、委員がおっしゃっており、沖縄本島のジュゴンというものは、今いろいろなジュゴンの調査の中では確認されているのは、北部の主に嘉陽海岸、あと羽地内海に生息していると言われていて、個体群としても北限にあると言われております。ただ、今、世界自然遺産ということで、いろいろと価値というものを今後遺産登録に向けて進めていく場合に、今まで議論されているのは、やはり世界中でもここにしか見られない生態的なもの、もしくは生物多様性上見られるものということでやられていますので、今、海洋生物については、そういった議論は進んでいないということです。

○新垣清涼委員 そこで、64ページには沖縄県版レッドデータブック改訂業務というのがありますが、この事業に取り組む意義は、お願いします。

○富永千尋自然保護課長 沖縄版レッドデータブック、これは略してレッドデータおきなわ、RDOと呼んでいます。これは既にホームページでも公開

していて、例えば希少種としていろいろリストを挙げて、全部で1600種ぐらい今挙げていますが、特に規制がかかるものではないのです。ただ、こういった希少種がいるということで、よくアセスメントとか環境に配慮する場合の一つの指標というか、守るべき対象として扱われるということで、非常に大きな効果をあらわしていると理解しています。

そういうことで、前回の改訂からかなり時間がたちましたので、本年度から大体5年かかりますが、この改訂に向けて予算措置をしていただいて、ちょうど今、関係する先生方に委員会を持ってもらって、改訂作業を進めているところです。

○新垣清涼委員 これは前回希少種として取り上げた種族が、今回さらに調査をして多くなったのか少なくなったのか、こういったことが予想されるから新しく改訂されるのか、それとも年月がたっているからなのか、そういう何か変化があるだろうと予想されているのか、その理由はどのようなのでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 今その変化そのものはなかなかわからないのですが、やはり大きいのは時間がたっているということがございます。ですから、それをはっきりさせるということと、それから、前回の調査でも少しデータが不足して、どこに分類していいかわからないというものも幾つかありますので、そういったものをまたはっきりさせるという趣旨もございます。

○新垣清涼委員 頑張ってください。

それから次に、これは27ページですが、環境保全行政費としていろいろな事業が取り上げられているのですが、辺野古埋め立てについて、環境生活部としては環境影響の懸念が払拭できないということ意見をとして出されていますが、今現在、辺野古の埋め立てが進行したときに、その地域に与える生活環境あるいは自然環境への影響は、環境生活部長としてどのように考えていますか。辺野古が埋め立てられたときの話です。

○當間秀史環境生活部長 現実には辺野古が埋め立てられて、そこに滑走路ができた場合の自然環境、生活環境がどう変わっていくのかという点につきましては、なかなか我々も想像ができないところではあるのです。ただ、アセスメントを通じて我々が土木建築部に申した最終的な意見としては、埋立承認申請書に示された環境保全措置では、周辺の自然環境、それから生活環境を保全するには懸念が払拭できないということでもありますので、そういう域から我々の意見はまだ出ていないということになります。

○新垣清涼委員 事業者が専門家の意見を聞いて適切な処置をするという表現の仕方になっているのですが、これは事業をするときに暗くなったらどうしますかと問われると、電気をつけますということぐらいなのです。海中で仕事をするときに、何メートル下まできちんと見えるように、照度の問題とか、そういった具体的な話がないわけですね。だから、私たちとしては、このような状況の中では、あの事業者が今出している対処の仕方では環境を絶対守れないと思っているのです。その辺はどう考えますか。

○當間秀史環境生活部長 その部分については、公有水面埋立法のベースの中で土木建築部が判断をしたという事案でありますので、我々からこれについて判断が適正であるとか、あるいはどうなのかなという意見を申し上げることはないです。

ですから、私たち環境生活部が今回の土木建築部からの意見照会に対して述べた意見においても、不明な点があるということは、その対策が十分に環境を保全することが可能なのかどうなのかわからない。ですから、懸念が払拭できませんという回答をしたということでもあります。

○新垣清涼委員 ぜひ環境生活部として環境を守るための指針を出していただきたいなと思います。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時24分再開

○中川京貴委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 午前の新垣清涼委員の質疑で、航空機騒音の問題で低周波の話が出ていました。これが117デシベル、あるいは97.3デシベルとかという数値が出ていましたが、これは人体にどのような影響がある数値なのか。

○當間秀史環境生活部長 これについて人体にどのような影響があるのかというのは、現時点、環境省においても環境基準がないことから、それはわからないということになります。

○奥平一夫委員 これは一緒に実態調査等、それから、その騒音がどのような影響があるのかという専門的な知見も積み上げていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○當間秀史環境生活部長 今、沖縄県においてはオスプレイ配置に伴う低周波音の調査を普天間飛行場周辺で行っているところでもあります。次年度においても同様の調査をする予定としておりまして、こう

いう調査を積み重ねていってデータをまず蓄積していくことが1点と、それから、最近の新聞でもございましたように、政府においては環境省と防衛省が協力して低周波音の環境基準について今後検討していくということが出ていましたので、我々も、このプロジェクトチームがもしできた場合には、そこへのデータ提供をしていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 低周波音による人体への影響は明らかになっているようで、琉球大学の渡嘉敷先生が警告をしていますが、実際に頭が痛いとか気分が悪いとか吐き気がするとか、そういう症状が相当出ているということですね。それについての実態調査をする予定はありませんか。

○當間秀史環境生活部長 これにつきましても、実は環境省においても現在のところ、低周波音が人体に与える影響については因果関係等々を含めてまだよくわかっていないという状況でありまして、我々としても、まず先にデータの蓄積を図ることが先かなと考えております。

○奥平一夫委員 どういうデータを蓄積しようと思っているのですか。

○當間秀史環境生活部長 どういう地域でどの程度の低周波音が発生していて、結局これは、音というものは暴露の量も関係してきますので、暴露量がどれくらいあるのかということも、まずデータを蓄積するということですね。

○奥平一夫委員 暴露量も含めて、人体への影響があるのかというものを真っ先に調べるべき問題ではないですか。私はおかしいと思いますよ。

○當間秀史環境生活部長 ですから、人体にどういふ影響があるのかは、基本的に環境基準が定まっていなくて、それとの因果関係がなかなか追求できないところがございます、そういうことがあっての、我々が今考えていることが、まずはデータの蓄積を図ろうということでございます。

○奥平一夫委員 実際、そういう身体的な訴えをしている皆さんが結構いらっしゃるということで新聞等でも聞いていますから、むしろ、それも含めて一緒に実態調査をするという道が早いと思いますが、いかがでしょうか。調査できませんか。

○當間秀史環境生活部長 この問題につきましても伊江島の件だとは思いますが、今のところ保健所に対して、保健所から情報を収集したところ、特にそういった問題で苦情を訴えているという事例がないものですから、これについては、まだ我々としては、そういう調査をする予定は今のところはないという

ことであります。

○奥平一夫委員 わかりました。

これはこの辺で終わりますが、実際新聞等でも、この低周波音によると思われるような身体的な違和感というのか、頭痛がするとか吐き気がするとかということを訴えている方が実際にいるわけですから、この辺についてはたくさん出てから、では今から調査しましょうかという話ではないわけですよ。だから、低周波音のデシベル等も含めて、そういう調査をすることも私は必要かと思っています。

次に、赤土等流出防止海域モニタリング事業の概要と事業実施の詳しい内容、どういう調査をするのか、その調査がどういう目的で行われるのかについて御答弁をいただきたいと思います。

○城間博正環境保全課長 赤土等流出防止海域モニタリング事業につきましても、離島を含む県内28の海域において赤土等堆積状況の調査、これは底質中懸濁物質、SPSSで測定しますが、これを年3回、それから、サンゴ礁等の生物生息状況調査を年1回実施しています。また、調査海域に隣接する全ての陸域におきまして赤土等の流出源を確認するための陸域調査を年2回以上実施しています。

○奥平一夫委員 これは、その海域はどのあたりの海域ですか。

○城間博正環境保全課長 海域は沖縄本島の14海域、久米島の2海域、石垣島の9海域、西表島の3海域の計28海域となっております。

○奥平一夫委員 これは少し図でわかるような資料はございますか。

○城間博正環境保全課長 はい。あります。

○奥平一夫委員 これはモニタリングですよ。その調査によって何を明らかにしようとしているのかということ、少しお聞かせください。事業の目的。

○城間博正環境保全課長 まず、条例に基づいているいろいろな赤土対策をしていますので、その効果を、海域での泥の堆積状況をはかって見ることと、それから、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を昨年9月に策定してまして、その海域ごとに削減目標とかを決めていますので、この目標が達成されているのかどうかということを経年的に見ていくことにしています。

○奥平一夫委員 この事業はずっと継続しているのでしょうか。

○城間博正環境保全課長 沖縄振興一括交付金で事業は行ってまして、このモニタリング事業につきましては平成24年度から平成33年度まで、それから、

それ以前に定点観測ということで県単独事業で実施していた事例があります。

○奥平一夫委員　そういう長い調査の流れの中で、実際、赤土の流出量はどのように変化をしてくれていますか。

○城間博正環境保全課長　平成24年度の調査によりますと、28海域のうち14海域がSPSSでランク6以上ということで人為的汚染のある海域となっています。これについては大体50%前後で推移している状況です。

条例施行前の平成5年度の調査で沖縄全体の流出量は52.1万トンでした。平成23年度、一昨年調査した結果では29.8万トンと減少している状況です。

○奥平一夫委員　皆さんが出したこの基本計画の中の基本的な考え方の真ん中ごろに、こういう文言があるのです。「赤土等の流出量は減少しているものの、県全体の赤土等流出量に占める割合は相対的に高まっている。」これは少し御説明いただけますか。

○城間博正環境保全課長　条例施行で開発事業からは減少しましたが、農地が条例の規制の対象外となっていますので、農地からの流出がなかなか削減されなくて、その占める割合が大きいということです。

○奥平一夫委員　では、この中で、先ほども答弁がありました、海域に環境保全目標、流域に流出削減目標量を設定して、流出防止対策を計画的に推進していくと。これを目的として策定すると言いますが、その目標量、それぞれの目標量を少し示していただけますか。

○城間博正環境保全課長　この基本計画が平成25年度から平成33年度までの9年間となっております、監視海域を76設定しております。その76の監視海域で平成23年度の赤土等流出量が約16万8000トンあるのですが、これを平成33年度までに9万3000トンまで削減するという内容になっています。

○奥平一夫委員　これは実現可能性はどれくらいですか。

○當間秀史環境生活部長　実現可能性という問題でございしますが、我々が計画を策定する場合には、これに向けてあらゆる部局との連携とか、あるいはまた部局独自の施策を打っていくことに向かって努力をしていくというものでありまして、実現可能性という言葉はなじまないかと思っております。

○奥平一夫委員　先ほどの件に少しこだわりますが、農地は対象外だというお話がありますが、大体赤土は農地から流出しているほうが物すごく多いのです。これは農地からの流出を含めて、それは農林

水産部がやっているということだろうがね。でも、県民生活の感情ではそれは少し考えられないのですが、その辺についての認識を聞かせてください。

○當間秀史環境生活部長　次年度、赤土の対策のための行動計画を策定いたします。その中では、やはり今おっしゃるような、一番農地からの流出が多いので、農業者に対する効果ある具体的な行動計画をぜひつくりたいと思っております。今、農林水産部と協力して、そういう施策も含めた具体的な計画にしたいと考えているところです。

○奥平一夫委員　午前中も質疑がありましたが、高江の赤土流出の問題、それと、その持ち出し、これについて概要を少し教えていただければ。

○當間秀史環境生活部長　午前中に答弁したとおり、新聞報道等によって我々も情報を探知したというところがあります。これについて沖縄防衛局を呼び出して、事実の有無と量等を聞いたところではありますが、口頭の説明だったものですから、具体的にはもっと詳細な中身については報告書の提出を求め、今、報告書の提出を待っている状況です。

○奥平一夫委員　報告書を待つのも結構ですが、現地の確認は行ってないのですか。

○當間秀史環境生活部長　現地の確認は当然する予定ではありますが、報告書が出た時点で、これを確認しながら現地調査も行う予定であります。

○奥平一夫委員　その運び出された場所についても確認はしていないということですか。

○當間秀史環境生活部長　今のところ確認はしておりません。

○奥平一夫委員　これは保健所や名護市から事情聴取はできないのですか。

○當間秀史環境生活部長　当然それは報告書が届き次第、きちんと事実を確認するためにも、保健所、名護市にも確認をするということは必要だと考えています。

○奥平一夫委員　これは沖縄県赤土等流出防止条例に違反するのではないかということが言われているのです。例えばこれが、今のこの高江のヘリパッドで、こういう持ち出しがあったりということは、実際にもそれが事実だとすると、同条例に違反するという可能性があるということですか。

○當間秀史環境生活部長　通知書の記載と異なる状況があるのであれば、これは当然に違反状態であると考えます。

○奥平一夫委員　新聞報道によりますと、事業行為通知書を県に提出していたというのですが、どうい

う中身ですか。

例えば土砂、赤土をほかへ移動する。この行為は皆さんからすれば沖縄県赤土等流出防止条例、あるいはもう一つ、廃棄物条例違反だということもあるのですが、それはそうですか。そうなりますと。これが事実だと。

○大浜浩志環境企画統括監 建設から出る残土につきましては廃棄物という扱いをしておりますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上はこの中にひっかかりません。

○奥平一夫委員 ひっかからない。

○大浜浩志環境企画統括監 はい。

○奥平一夫委員 新聞報道等でしかわからないのですが、この沖縄県赤土等流出防止条例に罰則規定がないと。国に対してね。これは何条でそういう罰則規定がないと規定されていますか。

○當間秀史環境生活部長 何条だったかは少し覚えてはいないのですが、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく罰則の適用があるのは、特定事業行為者が届け出をして、それから変更計画も出して、そのとおりに従わない場合、違反をした場合には罰則があるという定めなのですが、その特定事業行為者の定義の中に国は除くとされているものですから、国は特定事業行為者ではなくて罰則の対象にならないということになります。

○奥平一夫委員 今回のそういう事件を受けて、私は条例が不備だと思うのですが、皆さんどう思われますか。御見解を聞かせてください。

○當間秀史環境生活部長 確かに国、県、市町村もそうですが、特定事業行為者に入っていないところではありますが、ただ、実は開発行為の8割は国、県、市町村の事業であります。この間、開発行為からの、国、県、市町村の公共工事からの赤土の流出は条例施行以後も16%まで減ってきているわけです。ということは、これまでは国、県、市町村がこの条例の趣旨をよく理解して、これを遵守してきて、ここまでできてきたということでありまして、特に罰則で強制があるから担保されたわけではなくて、お互いの沖縄県の自然環境を守ろうという姿勢のもとで誠実にやってきたということだと考えております。

ただ、もしこのことをもって、今回罰則を設けるとすると、これについては、国あるいは市町村等を対象とした罰則の適用について条例で定める場合は、たしか地方検察庁との協議を要します。

そもそも国等に対して罰則が適用できるのか、できないのかは学説の分かれるところでありまして、

そういうことから、少し私どもではなかなか判断は難しいなというところがございます。

○奥平一夫委員 今、沖縄県赤土等流出防止条例第2条第5号により、国は罰則規定が当てはまらないというようになっているのですが、これは例えば県議会で条例改正をすることは可能という認識ですか。

○當間秀史環境生活部長 いずれにおいても先ほど申し上げたように、地方検察庁との協議が必要にはなるかという気はいたします。

○奥平一夫委員 では、次は58ページ、施策別主要事業の概要のサンゴ礁保全再生事業について、その事業内容、事業費について詳しくお答えください。

○富永千尋自然保護課長 サンゴ礁保全再生事業は、恩納村、読谷村、そして慶良間海域においてサンゴ群集の再生を図るために行っている事業で、平成26年度予算で2億2858万9000円を計上しているところです。これまでにのおおむね5万株のサンゴ植えつけを実施していて、将来的には平成28年度末までにおおむね3ヘクタール程度のサンゴ群集の再生を目指している事業でございます。

○奥平一夫委員 これは海域はどのあたりですか。

○富永千尋自然保護課長 全部で海域は3海域です。1つは慶良間、ここはちょうど座間味村内の海域になります。あと読谷村の高志保というところの地先。あともう一つは、恩納村は前兼久の地先の3カ所です。

○奥平一夫委員 この3カ所が事業の適地といえますか、選ばれた理由は何ですか。

○富永千尋自然保護課長 1つは、まず、沖縄本島全般にサンゴの被度が非常に低いという背景がございました。あと、もう一つは、慶良間と沖縄の西海岸の間の関係において、今まで慶良間のサンゴがかなり沖縄本島の西海岸のサンゴの幼生を供給しているというものが、いろいろな学者先生方が調べた結果で出ていまして、そういったコネクティビティー、関連というのですが、そういうものも踏まえて、特に慶良間と西海岸、その中でも特に読谷村、恩納村という場所を選んでおります。

○奥平一夫委員 これはあくまでも実証事業であります。これは例えば何年ぐらい継続をしようと考えていらっしゃるんですか。

○富永千尋自然保護課長 スタートしたのが平成22年の年度末、補正予算で入りまして、計画では平成28年度末までとなります。

○奥平一夫委員 これで何万本ぐらいのサンゴを植えつけることになりますか。

○富永千尋自然保護課長 済みません。これは年度別に本数があって、足し算しないと少しわからないのですが、年間大体2万5000本前後になります。これは中身は、有性生殖とって、両方の親を掛け合わせてできた子供を植えるものと、それからあと、無性生殖とって、今あるサンゴを折ってそれを成長させたものを植える。この2種類の方法を試して再生を行っています。

○奥平一夫委員 このサンゴの植えつけは、もう科学的に知見を積み重ねているわけですか。

○富永千尋自然保護課長 これは私の認識では、まだ途上ではないかなと理解しています。確かに林業とか農業みたいに、もう何万年もやっているものと違って、これはまさしく本当にここ10年、15年の間に始まった取り組みでございます。世界各国でもこういった取り組みが行われていて、少しその全体のレビューみたいなものも、この検討委員会の先生からはいろいろ御紹介いただいたのですが、こういう中身を見ても、今、沖縄の地元の漁業者さんたち、もしくはダイビング組合の人たち、もしくはコンサルタントの持っている技術は、かなり上のレベルにあるかなという認識をしています。

○奥平一夫委員 今、答弁で海外のお話も少し触れたかなと思うのですが、海外との連携というか、植生のための連携はあるのですか。

○富永千尋自然保護課長 現時点では具体的に海外との連携はございません。ただ、検討委員に入っている先生方では、特に東南アジアとか、そういうところでそういった経験をお持ちの先生がいらっしゃると思いますので、今後、技術がほぼある程度、沖縄型の技術が確立した場合は、海外との連携もいろいろ想定されると思います。

○奥平一夫委員 このサンゴ植えつけとサンゴの移植について、相当知見の積み上がりというものは違うのですか。どうでしょうか。現実には、移植も含めて。

○富永千尋自然保護課長 少し用語の定義を今しておきたいと思うのですが、移植はまさしく言うとおりに移すというやつで、これはA地点からB地点に移すやつです。今我々がやっている植えつけは、実際に種苗を生産するというのをします。要するに、この種苗生産は、さっき言った子供から育てたり、もしくは、先ほど折ったサンゴもちゃんと育つように大きくしてから植えるということをやります。これが移植と植えつけの違いということで、植えつけをやる場合の目標は、サンゴ群集の再生というところ

を目標に置いています。

○奥平一夫委員 いずれにしても、サンゴを再生させていくという意味では、方法は違うが再生はさせていくという大きな目標は一緒だと考えていいですか。

○富永千尋自然保護課長 再生というところでは一緒です。ただ、移植という場合はA地点にあるものをB地点に持ってくるということなので、少し状況は違うかと。例えば、アセスメントのときにこの代替措置としてやる場合が移植であって、我々がやっている再生は、実際にはないところにもう一度サンゴ群集をつくっていく。そういった考え方になります。

○奥平一夫委員 そこで今のアセスメントの問題に少し触れたいと思うのですが、皆さんが知事意見で書いてある、大浦湾はどういう状況なのか。現在どういう状況であるのかということをおし教えていただけますか。

○古謝隆環境政策課長 概略的なことで申し上げますと、県の陸域における自然環境の保全に関する指針の中でランクⅠに選定されているということと、あと、環境省の重要湿地の500の中の一つに含まれていまして、生物多様性の高い湾だということをおし認識しております。

○奥平一夫委員 そういう地域を埋め立てるわけですから、今言っているサンゴ群にもかなりの影響があると思います。

この資料の環境保全措置についてはどういうふうにご意見をお述べていますか。供用後ですね。

○古謝隆環境政策課長 環境生活部の意見で手続の中で一番最後に出したのは、埋立承認申請書に対する土木建築部からの意見照会に対する部の見解でございますが、懸念が払拭できないという意見を述べているところでございます。

○奥平一夫委員 それだけではないのではないですか。まだあるでしょう。

○古謝隆環境政策課長 懸念が払拭されないという部分の前提の中では、これも辺野古埋立承認問題等調査特別委員会の中でも環境影響評価審査会の会長が参考人として発言いたしました、専門家の方々13人から我々としても助言を受けています。その中で外来種の話であるとか、ジュゴンの調査がまだ十分されていないであるとか、あるいは、今後対応するという部分がありましたので、それを含めて全体的なお答えとして懸念が払拭できないという意見に至っているところでございます。

アセスメントの手続の中でも出ていましたが、米

軍に周知をするということで環境保全措置とするという事業者の見解などがありましたので、それは、我々としては周知することについての実効性部分について懸念があるということで、それも含めた上で全体の意見として懸念が払拭できないと。もちろん生物多様性の話であるとかジュゴンの話も含めて、そういう結論として回答したわけでございます。

○奥平一夫委員 このサンゴ類についてはどういふ影響があると皆さんは書いていますか。

○古謝隆環境政策課長 サンゴにつきましては、潮流の変化によるサンゴへの影響であるとか、あるいは、外来の微生物のセラチア菌とか、そういったものもサンゴに影響を与える可能性があるということでもって意見を述べているところでございます。

○奥平一夫委員 同じく海藻、藻類についてはどういふ意見を述べていますか。

○古謝隆環境政策課長 今少し手元で資料を広げることが間に合いませんので、大体のことでお答えします。海藻、藻類につきましては、埋め立てによって海藻であるとか藻とかが消失するわけでございますが、その基盤は別のところに整備をするのだという見解が示されていますが、それがどういった形で進められるのかどうか。専門家の意見も聞きながらということですが、その具体的な中身が我々のほうとしてはまだ知り得ていないというところで意見を述べております。

○奥平一夫委員 知事の公約は御存じですか。

○當間秀史環境生活部長 済みません、今持ち合わせていないところであります。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員から知事公約の資料が提供され、それを見ながら答弁するよう申し出があった)

○中川京貴委員長 再開いたします。

古謝隆環境政策課長。

○古謝隆環境政策課長 今私の手元にあるものを見ますと、自然環境及び漁場の保全のためのサンゴの保護、育成に取り組みます、あるいは、貴重動植物の生息、成育環境の保全、確保に努めますとか、あるいは、総合的な赤土対策を推進し、美しい青い海を守る、そういったものが掲げられております。

○奥平一夫委員 今の皆さんのアセスメントへの意見書と、この公約との整合性を、少し聞かせてください。

○當間秀史環境生活部長 我々環境生活部も自然環境の保全を図るために、そういう知事の公約でもあ

ります自然環境、漁場の保全のためのサンゴの保護、育成とか、そういう希少動植物の生息、成育環境の保全等々も取り組んでいるので、今現在我々がやっていることは知事の公約とも方向性は一致しているとは考えております。

そういう公約の観点も見ながら、我々としては今回、免許権者である土木建築部からの意見照会に対して回答をしたということでございます。

○奥平一夫委員 この問題は保留にして、知事に少しお聞きしたいと思っておりますので、取り計らいをお願いします。

以上で終わります。

○中川京貴委員長 今の質疑につきましては要調査事項として取り扱ってほしいということですので、本日の調査終了後にその取り扱いについて確認いたします。

引き続き質疑を続けます。金城勉委員。

○金城勉委員 私は時間の範囲内で、できれば5点お伺いしたいと思っております。1つはアメリカン支援事業、それから、平和祈念資料館について、それから、オスプレイの騒音調査、それに産業廃棄物、そしてPCB等についてお伺いをする予定です。

まず最初に、アメリカンの支援事業ですが、これまでの取り組みの内容について御説明いただけますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 アメリカンスクールに関する支援事業につきましては2つございます。まず1つ目が指導者派遣事業でございまして、これは平成13年度から県の単独事業として実施しております。具体的な内容といたしましては、2名の日本語指導者を派遣しているところです。もう一つは、平成25年度からの3カ年事業ということで、一括交付金を活用した事業でございまして、これは日本語指導教材研究事業というものでございます。これは具体的には児童・生徒の個々のレベルに合わせたきめ細かな支援を行うという目的で、日本語指導教材、指導マニュアルを開発するという内容になっておまして、平成26年度は856万5000円を計上しているところでございます。

○金城勉委員 このアメリカン支援事業について学校側の受けとめ方はどうですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 例えば指導者派遣事業につきましては、常勤の4名の日本語指導教師のうち2名を私どもで負担して派遣しておりますので、非常に学校側としては有益に感じているということをお聞きしております。

○金城勉委員 この派遣の日本語教師は、採用はどちらのほうでなされておりますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 これにつきましては、県から公益財団法人おきなわ女性財団に委託をしているもので、財団で採用して派遣をしているという事業の仕組みになっております。

○金城勉委員 それと、今現在のアメリカンスクールの生徒の数は把握されておりますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 平成25年度現在で、幼稚園生から中学生まで合計で75名と伺っております。

○金城勉委員 この人数は支援を始めて平成13年以降の変動としてはどうでしょうか。その推移は。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 手元のほうには平成17年度からのデータしかございませんが、大体75名前後で推移しております。

○金城勉委員 そうすると、毎年一定の人数が新たに入学をしていくということになるわけですね。ということは、やはりこういう支援事業というものは非常に今後継続的に支援をしていく、または求められるという事業だと思うのですが、この辺は学校側との話し合いの状況はどうですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 やはりこのアメリカンスクールは75名という非常に小規模な学校でございます。できるだけ速やかに在籍校ですか、公立または私立といった、それなりの規模の学校に児童・生徒が移っていくことが望ましい形ということ、アメリカンスクール側も認識しておりますので、その点、一緒になって協力してやっていきたいと考えております。

○金城勉委員 今おっしゃった在籍校に復学をさせるという意味では、その辺の実態はどうですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 平成24年度の実績では18名が小学校から、あと、高校の進学をしている状況です。

○金城勉委員 私が聞きたいのは、アメリカンスクールから在籍校に復学をするという意味で聞いているのですが、その実態はどうでしょうか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 済みません。平成24年度は小学生が9名復学をしているということでございます。それから、中学生が3名復学しております。中学生の中から、さらに高校に進学した者が6名いると聞いております。

○金城勉委員 やはりそういうアメリカンスクールから、できれば正常な形で復学をして、在籍校に移って、通常の学校生活が営まれるようなことにな

れば一番いいわけですね。これについては継続的に支援をお願いしたいと思います。

そして、もう一つ、教材研究事業ですが、今の説明では平成25年度、平成26年度、平成27年度の3年の説明がありましたが、これは3年で終わるのでしょうか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 現在の計画では、3年間で教材の日本語指導教材及び指導マニュアルを完成させる計画になっております。

○金城勉委員 これは教材開発をして、教材研究をして、こういう効果的な教材がある、できたということで終わるような趣旨の事業ですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 そのとおりでございます。この教材を使って今後子供たちに提供していく。あるいは、県内でほかの公立校にも、やはりこういった日本語指導が必要な児童・生徒もいると伺っておりますので、そのあたりはまた教育委員会とも協力して、その教材の見直し等もやっていくと聞いております。

○金城勉委員 この件については私もまだ現場の声は聞いていないので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、学校側とよく連携、話し合いをした上で、それで打ちだめでいいのか、あるいはまた、やはり継続的なサポートが必要なのか。この辺についてはよく話し合いをしていただけますか。

では、次に、平和祈念資料館の件について伺います。平和祈念資料館は毎年本土からの修学旅行の生徒たちが訪れていると思うのですが、この辺の状況について少し御説明いただけますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 平和祈念資料館の常設展示室の入場者数が平成24年度は36万7555名になっておりまして、そのうちの県外の修学旅行者が22万4825名となっております。

○金城勉委員 その際に22万4000人余の生徒たちへの、この資料館見学のアンケートなどは実施したことはありますか。概略でいいですよ。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 申しわけございません。この点につきましては、平和祈念資料館に確認をしてみないとわからない状況です。

○金城勉委員 なぜそういうことをお聞きしたかということ、実は私、少し聞いた話ですが、他の都道府県の県議会で、その議員の質問の中で沖縄の修学旅行の中での平和学習、平和祈念資料館もそうだし、あるいはまたガマなどの視察、語り部のお話等々の中で非常に偏った子供たちへの話がなされているというような質問を取り上げている県議会の議員がい

るのですね。

ですから、そういう意味で、私はそういう実態は知らないものだからお聞きするのですが、本当にそういう実態があるのか、あるいはまた、聞く人がそういうふうを受けとめて、そういうことが人づてに伝わっているのかということ、少し疑問があるのです。

平和教育は非常に重要な子供たちへの教育の一環だと思うのですが、そういうことを踏まえながらも沖縄の修学旅行生に対する対応の仕方について、何か見解をお持ちですか。

○當間秀史環境生活部長 平和祈念資料館ができて大分たつわけですが、そういった意味では、その間、時代もある程度流れも変わってきていますので、そういったことも踏まえながら、今後、やはり平和祈念資料館のよりよい運営のあり方を検討するためにも、アンケートを実施する必要があると考えます。

○金城勉委員 私は平和教育は非常に大事だと思っているのです。修学旅行の皆さんに対しても沖縄戦の実態がどうだったのかということについては、やはり事実に基づいてきちんと検証して、不戦の誓い、あるいはまた世代から世代へのそういう継承というものは非常に大事だと思っております。

ただ、私も議事録も読んだのですが、本土の取り上げた議員の質問の中には、余りにもまた極端に偏った印象を私は持っているのです。偏った情報に基づいて偏った質問をしているということが現実にあるものですから。

ですから、その辺のところは、やはり担当の皆さん方にとっても、しっかりした平和教育の場としての客観的な立場での平和学習の場として提供するということは、やはり大事なことだと思います。今後そういうところはしっかりアンケートを含めて、いろいろな調査研究をした上で、継続的に平和学習の場として、ぜひ頑張っていたきたいなと思っております。

次に、伊江島のオスプレイの騒音調査の件ですが、これは以前、担当課に直接お願いをしてきたのですが、そのことについて調査結果、あるいはまた今後の取り組みなどについて説明をいただけますか。

○城間博正環境保全課長 伊江島補助飛行場周辺における低周波につきましては、1月15日と16日に測定を実施しました。詳細な周波数分析についてはまだ解析中ですが、速報値として97.3デシベルの低周波音が測定されているという結果を得ています。

○金城勉委員 これは15日、16日の2日間の調査の

中で97.3デシベルですか。

○城間博正環境保全課長 2日間で測定されたうちの最高値ということで、その中にも15日には16回の低周波音、16日には21回の低周波音を測定していません。

○金城勉委員 この97デシベルというものは、防音工事エリアの条件と照らしてどうですか。

○城間博正環境保全課長 一般的な航空機騒音について防音工事の対象が定められていますが、低周波音については現在のところ防音工事の対象になっていませんので、97.3デシベルが対象になるのかどうかという判断はできないところです。

○金城勉委員 低周波音が防音工事の対象になっていないということは、オスプレイがどんなにうるさく飛び回っても関係ないという世界ですか。

○城間博正環境保全課長 低周波についてはそうなのですが、同時に、一般的な騒音と低周波音が発生しますので、もしオスプレイの騒音値が防音工事の基準を超えれば対象になります。しかし、低周波音だけでは防音工事の規定がないという現状です。

○金城勉委員 その件について皆さんの取り組みを今後どのように考えていますか。

○城間博正環境保全課長 そのことについては、継続的に常時監視局がありますので、測定を継続して取り組んでいきますが、低周波音については現状の測定局、設置した測定局では測定できませんので、現地へ赴いてその調査をすることにしています。

○金城勉委員 この低周波音の人体への影響とか、あるいはまた防音工事の対象にするのかどうか、そういう議論は早急に詰めていかないといけませんね。そこは、国とのやりとりはどのように今後予定していますか。

○當間秀史環境生活部長 低周波音の防音工事につきましては、まだそういった関係が本当にわかっていない状況がありますので、どちらかといえば今、騒音を主体とした防音工事となっております。

わかりやすく言いますと、例えば今、CH53でも騒音と同時に低周波音も発生しているわけです。騒音を対象にした防音工事を行っているわけですが、ただ、先ほどから申しますように、低周波音が人体に与える影響がまだ解明されていない状況で、低周波音を対象とした低周波音工事については、まだそこまで国に対して要求する段階ではないと考えております。

○金城勉委員 わかっていないのに要求する段階ではないとは、どういうことですか。

○**當間秀史環境生活部長** 防音工事は騒音基準がございまして、それを目安として防音工事をする地域であるのか、あるいはしない地域であるのかがわかってくるのです。ただ、低周波音については騒音、いわゆる環境基準がございせんので、それに対してどういう工事を施工するのかも、まずわかっていない状況もあります。要するに、ガラス一枚で防げるような状況なのかどうなのかもわかっていない状況ですし、そもそもエリアの決め方も今の状況の中では確定はされないということでもありますので、これはかなり難しい問題だとは思っております。

○**金城勉委員** その辺のところは私も詳しくはないので突っ込めないのですが、よくその辺の調査研究をした上で、やはり人体に影響が及ばないような手だてを検討していただきたい。

もう一つ、伊江島においては、前にも申し上げたのですが、補助飛行場のすぐ隣の部落の真謝部落であるとか、あるいはまた、もう一つ、西崎でしたかな。そういうところが防音工事の対象区域になっていないのでね。そういうところも1月15日、16日に調査をしたとはいえ、この2日間では実態が把握できる状況にはないと思いますので、今後の継続的な調査を求めたいと思うのですが、今後の点についてはどうですか。

○**當間秀史環境生活部長** 先ほど来から申し上げておりますように、やはり我々としては低周波音のデータの蓄積を図っているところでもありますので、当然、伊江島についても今後継続して調査を実施していくことを考えております。

○**金城勉委員** 伊江島の西崎、真謝の皆さん方は騒音、低周波音について非常に訴えがあるのです。なかなか取り上げてくれないと。役場も県もなかなか取り上げてくれないという強い要望がありますので、今後の対応をぜひお願いいたします。

最後に産業廃棄物の件ですが、株式会社倉敷環境が集中的に受け入れたごみの処理の状況、御説明をお願いします。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 現在株式会社倉敷環境に入っております基準超過のごみ量につきましては、現在約44万立米、管理型最終処分場が44万立米ということで考えております。この最終ごみにつきましては、現在200トンクラスの新しい焼却炉が完成しまして、今、試験運転中ですが、これが本格稼働することしの8月以降におきまして、8年をかけて約44万立米を改善していこうということです。そして、今、事務所があります—68メートルレベルにあるの

ですが、そこまで持っていきましようということで、地元の4自治会、沖縄市、事業者、沖縄県でつくっております七者協議会で進行管理をしていこうということになっております。

○**金城勉委員** ということは、これは約束どおりといたしますか、予定どおり事は運ぶと受けとめていいですか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 現在、進捗管理につきましては、ことしの1月に改善命令をかけまして、8月までに8000立米を改善するよという命令をかけております。毎年改善命令をかけていく中で8年のスパンの中で改善命令をかけて、ごみ山を改善していきたいと考えております。

○**中川京貴委員長** 嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 積算内訳書の35ページの水質汚濁防止対策費。これについて事業内容を説明してください。

○**城間博正環境保全課長** 県民の健康保護と生活環境の保全を図るため、事業場排水の監視、ダイオキシン類発生源の監視、その普及啓発等を行うということになります。

○**嘉陽宗儀委員** この説明の中で1番目の水質関係事業所等監視指導事業費というものがありますが、具体的にはどういうことをやっていますか。

○**城間博正環境保全課長** 水質汚濁防止法で特定事業場を設置している場合は排水基準を守らないといけないということになっていきますので、その排水基準が守られているかどうか検査、調査する事業を行っています。

○**嘉陽宗儀委員** 今、具体的に何をやっていますか。

○**城間博正環境保全課長** 水質汚濁防止法、土壤汚染対策法及び沖縄県生活環境保全条例に基づく工場、事業場、汚染土壌処理施設等の監視指導、立入調査を行うということで、計画としましては年間100件、採水検査が100件ということで計画しています。

○**嘉陽宗儀委員** それでは、もっと具体的に絞っていきますが、これは株式会社倉敷環境、今、ごみ山の関係がありますが、この事業者に対して具体的にどういう指導をしていますか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** ただいま出ました水質汚濁防止法の観点からしますと、産業廃棄物最終処分につきましては水質汚濁防止法の施行令の特定施設に該当しないため、その排水については特に水質規制はかかっておりません。また、最終処分場につきましては、条例等についても該当しないということになっております。そこで、基本的には廃棄物の

処理及び清掃に関する法律に基づいてこれまで監視指導、あるいは改善命令、行政処分等を行っているところであります。

○嘉陽宗儀委員 この問題は私はかなり執念深く、ずっと何年かにわたってやっていますが、これまで猛毒のヒ素が検出されるという事態がありました、その猛毒については原因はどこから出ているのかということ私を聞いたら、皆さん方は何と答弁しましたかね。ヒ素が検出された、その因果関係はどういうぐあいに答弁してきましたか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 最終処分場と周辺、自然由来という形でこれまでは考えておりました。というのは、これまで水質汚濁防止法による地下水調査に基づきまして、やはりこれまでも県内各地でヒ素が高濃度で出てきているということを踏まえまして、現井戸等についても自然由来が考えられるということも考えておりました。

○嘉陽宗儀委員 そういったことで自然由来説を、私は、その調査の仕方がでたらめだからそうなっていると批判してきました。あれから3回かな。水質調査をしていますね。その結果はどうなっていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 県におきましては、この最終処分場の周辺地下水におきまして、平成25年1月から平成25年11月まで4回調査を行っております。その4回の調査結果によりますと、11カ所で井戸を調査しておりますが、11カ所の中でヒ素が4カ所、特に最終処分場の周辺地域において検出されていることになっております。ただし、4回行ってありますが、1月、3月については4カ所、8月については3カ所、そして11月の検査結果によりますと2カ所から、ヒ素が環境基準値を超えている結果となっております。

○嘉陽宗儀委員 私も今、調査結果資料を持っていますが、結果はこれは自然由来ではなかったという結果だと思うのですが、それはどうですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 県におきましては、3回調査が終わりました8月の調査結果を踏まえてトータルに評価をしております。そして、その中で専門委員の意見を踏まえながら原因等について総合的に評価を行ってきたところであります。その中でやはり、専門委員の意見によりますと、最終処分場の可能性が高いという意見ももらっております。

○嘉陽宗儀委員 この皆さん方がつくった県資料によると、専門委員それぞれが処分場からの影響だと。このせいだということ報告していますね。そういっ

た意味では県のこれまでの水質管理についてのやり方が極めてずさんだったと私は思うのです。私が指摘をしながらも、自然由来説をつなぐために行政はかばって、これを隠蔽してきたような感じが私はするわけだからね。

だから、そういう意味で、このヒ素の検出については自然由来ではない、事業者との関係が非常に明確だということがはっきりさせられますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 3回目につきましては専門委員の意見を聞いております。そして、11月の4回目の調査結果につきましては、まだ専門委員の意見を聞いていないところです。現在、4回目の調査結果も踏まえまして、専門委員の方々に現地も見えていただいて、最終的に結論を出していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この専門委員の意見も読むと非常に明確だが、問題は、ヒ素を出さないために行政指導を皆さん方がどう厳格にやるのか、これが問われているのです。今後どうするのですか。従来どおり何もやらないのか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 3回目の調査結果を踏まえ、やはり専門家の意見も踏まえて最終処分場の可能性が高いという意見をいただいております。その意見を踏まえまして、県としましては、やはり早急な対策が必要であろうということがあります。

現在、専門委員の方々に対策方法等についても意見を伺いまして、例えば最終処分場、土壌をかぶせてキャッピングをやるとか、あるいは、最終処分場の下流側に井戸を掘って揚水をして下流側への広がりを抑えることについて、今、事業者に検討してもらっているところです。

○嘉陽宗儀委員 これはこの辺で終わりますが、やはり猛毒ですからね。これはちゃんと皆さん方も緊張感を持って対処するようにしてください。こっちに告発の実態もたくさんありますので。きょうは時間がないのでやりませんが。少なくとも今までのような状況では向こうは大変です。

次は42ページ、43ページで、環境保全措置検証事業などの環境保全について少しお聞きします。この泡瀬干潟の問題で、皆さん方は少なくとも環境保全を進める立場にありますが、これまで埋立免許の条件も、ちゃんと環境保全を図ることになっていますが、皆さん方、これまでの泡瀬埋立事業に対して、環境保全のための努力をどうしてきましたか。

○古謝隆環境政策課長 泡瀬干潟につきましては工事が行われておりまして、アセスメントの手続の中

でも我々は意見を言ってきておりますが、工事を行う中で毎年事後調査報告書を出してもらうことにしております。平成21年度から調査報告書が出されていまして、その後、平成22年度は工事を行っておりませんので出されておられません。平成23年度に調査結果の報告書が出ていまして、平成24年度の調査結果報告書につきましては平成25年9月に出ています。

この中で、大気質であるとか、トカゲハゼであるとか、あるいは比屋根湿地の汽水性生物についての保全措置について取り組んでいるところですが、これについて事後調査報告書の中身を見て意見を述べているところがございます。

○嘉陽宗儀委員 この環境の保全再生については皆さん方の責任ですよ。この事業費を見たら。

○古謝隆環境政策課長 泡瀬干潟の工事の中で行われる影響を軽減するための措置につきましては、事業者の責任で適切にやっていただくことになりまして、県が行うのは、これまで行われた環境保全措置が適切なものであるのかどうか、その検証の部分だと思っております。

○嘉陽宗儀委員 適切にやってきたかどうかは結果を見ないといけないですよ。それで皆さん方が真面目に努力していただけたら、今の泡瀬干潟の環境は調査をしているはずですが、調査しているのですか。

○古謝隆環境政策課長 こちらの環境保全措置効果の検証事業と載っているのは、これまでいろいろな事業が行われていまして、海域ですと埋め立てが行われたり、陸域ですとゴルフ場の事業が行われています。この中で、陸域ですと植物の移植などの措置が行われていますが、そういったものが適切に移植の手法がとられて、その後、適切に管理されて定着しているのかどうか。この辺も含めてアセスメントの対象事業者全般的にどうなのかというところを見ていこうという事業でございます。

○嘉陽宗儀委員 ぜひきちんと現場調査をしてください。

この沖縄版レッドデータブックは皆さん方がつくったものですが、これは保全すべきランクⅠの、ここでしょう。今そこが埋め立てられて、今もランクⅠなのかどうか。どうなっていますか。

○富永千尋自然保護課長 これは特に見直しは今行っていないので、ランクはあのままということですよ。

今、つくった年度をメモで持っていないので覚え

ていないのですが、これは過去に、たしか平成9年か平成10年、そのころだったと思います。かつ四、五年かけて調査を行って、その上で分類をして、こういったランク分けをしています。

ですから、一応現時点で、では、ランク分けは何かと言われると、そのときのもののランク分けということで、その見直しはまた今後、予算をちゃんと確保した上でやっていくことになると思います。

○嘉陽宗儀委員 私から見たら泡瀬はよく行きますからね。地元ですから。非常に破壊が進んでいる。非常に心を痛めていますよ。

ところで、辺野古の埋め立てについても、この前承認しましたが、泡瀬もランクⅠで埋め立てを承認したので、それと同じような関連で辺野古も埋め立てを承認するということになっていきますね。では、その肝心の泡瀬干潟のほうが破壊されているのであれば、同じようなもので辺野古のランクⅠもだめになるのではないかという危惧はあるのですが、どうなのですか、これは。守られているという観点で、皆さん方のこの影響評価を出しているのですか。

○當間秀史環境生活部長 泡瀬区域につきましては、埋め立て後の現況がいわゆる自然環境の厳正な保護を図る区域であるかどうかについては、まだ我々も現地調査はしていない状況があるので何とも言いえないところですが、その同じようなことを辺野古沖合についても、やはり同様のことが言えるのではないかと思います。まずは現況を見てから今後を確認して、見直しをするのかどうか、その辺は検討はしたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 関連して、皆さん方が埋め立てを承認したときの意見書を見ると、知事意見として自然環境の保全を図ることは不可能であるという意見を皆さん方は出していますね。これはなぜそういう意見になっているのですか。

○當間秀史環境生活部長 これは評価書段階での意見だったと思います。評価書段階では県が指摘したいろいろな事項に対して、数多くの指摘事項に対して適切に対応されていなかったということ、それから、その時点では、例えば土砂ですね。埋め立てをする土砂の調達先の80%が未確定であったということ等があって、そういう意見になったということ聞いております。

○嘉陽宗儀委員 結局は、これを見ても現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられていると判断したからということですよ。

埋立承認書によると、保全措置の中身が全部米軍

頼みになっているという事実は、皆さんまたこれはどう思いますか。

○**當間秀史環境生活部長** その件につきましては、免許権者において、公有水面埋立法に基づいての審査を経て承認されたという考えであります。

○**嘉陽宗儀委員** だから、それについて今、疑義があって、私は今、提起していますからね。皆さん方は保全する責務があるわけですから、当然この添付書類、資料の中身についても精査して、米軍が言うことを聞かなかつたら、それでも米軍に頼む以外にないと書いているのだから。こういったことで環境は守れませんよ。

沖縄防衛局一事業者は、皆さん方が指摘した問題について環境保全措置の効果を検証するため、環境監視調査を実施、必要に応じて専門家等の指導、助言を得て必要な措置を検討して適正に実施していくと書いてある。でも、適正に実施するという中身がないと。海で作業船が、砂をかき乱して汚れた。どうするのか。適切に対処しますしかない。これはどうするのですか。適切というものは。

○**當間秀史環境生活部長** これは先ほどもお答えしましたように免許権者において判断されたものであるので、我々の意見は、1月29日段階での意見を述べておりますので、それに尽きるということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** ちなみに、事業者からの回答も調べてみたら、適切に対処するという中身がどれだけあるかという、今、私が確認したのが42カ所。曖昧な表現、よくわからない表現が133カ所、必要に応じて対処しますというものが53カ所、可能な限り対処しますというものが44カ所、できる限りというものは7カ所、適切にというものが16カ所、極力努力するというものが13カ所で、合計321カ所に、さっぱりわけのわからないもので大丈夫と出している。これをうのみにするほど沖縄の環境保全はいいかげんなのかと言われますよ。改めて調べてみたらどうですか。

○**當間秀史環境生活部長** いずれにしても、それぞれの各部分はこのミッションに従って、所管する法律に基づいて仕事をする状況がありますので、この件につきましては土木建築部で法の趣旨に従って判断されたものでありまして、当部からそのことについて評価をするということはありません。

○**嘉陽宗儀委員** 向こうに大きな軍事基地をつくって自然が破壊されたのは非常にわかっているが、事業者が大丈夫と言うから、環境生活部は大丈夫と思

いますということですか。

○**當間秀史環境生活部長** ですから、そういう評価については環境生活部はしていないということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 環境生活部長とやり合いますと少し疲れてきます。

今度は東村高江の赤土流出について聞きますが、あれは沖縄県赤土等流出防止条例違反だと思うのですが、どうですか。

○**當間秀史環境生活部長** 沖縄防衛局が県に通知した通知書に基づかない行為であれば、その蓋然性は極めて高いということでもあります。まだ報告書を受けていないものですから、その辺、はっきりとしたことはまだ言えないのですが、通知書どおりの行為がなされていないのであれば、そういう可能性は高いだろうと考えています。

○**嘉陽宗儀委員** この報告が事実であれば沖縄県赤土等流出防止条例違反ですから、当然これは刑事事件ですね。調べて結果がそうでしたら刑事告発すべきだと思いますが、どうですか。

○**當間秀史環境生活部長** 沖縄県赤土等流出防止条例については罰則規定はございますが、国の場合は罰則規定の適用はないところでございます。

○**嘉陽宗儀委員** それであれば、平等にするために、沖縄県赤土等流出防止条例第2条第5号の括弧書きの「国その他規則で定める団体」は削除したらどうですか。

○**當間秀史環境生活部長** これまで県下の赤土が特に開発事業において減少してきたのは、国、県、市町村が連携して沖縄県赤土等流出防止条例の遵守を図り、誠実に対応してきた結果だと思っております。これが特に罰則があるから担保されていたわけではなくて、それぞれ、おのおのの行政という立場において、その条例を遵守してきたものでありますので、にわかにその一事をもって沖縄県赤土等流出防止条例を改正するということは今のところ考えておりません。

○**嘉陽宗儀委員** いや、沖縄県赤土等流出防止条例第2条第5号の「国その他の」云々は削除したらどうかという質問だが。

○**當間秀史環境生活部長** 今のところは考えておりません。

○**中川京貴委員長** 新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** 説明資料の29ページですね。水道広域化推進事業があると思うのですが、これは去年もやってきて、ことしも同じような予算がついてい

るのですが、今どういう状況になっていますでしょうか。

○大野明美生活衛生課長 水道広域化については平成24年度から事業を始めております。平成24年度、平成25年度、平成26年度という形でやっておりますが、平成24年度については簡易水道事業体の運営状況の調査をいたしております。というのは、各市町村について運営状況がどういった形になるのか、資産状況がどういった形になるのかという詳しい情報がまとまっていなかったものですから、こういう形で運営状況調査という形で行いました。

もう一つ、長期水需給予想調査も行っております。10年後、20年後、どのぐらいの水が必要なのかを調査いたしました。平成25年度については、広域化のシミュレーション調査を行っております。これについては、広域化する場合に、どこをどういった形でしたらいいのかを、各運営形態とか管理体制とかのシミュレーションを行いまして、各町村がどういった形にしたらいいのかを具体的に調査しております。

もう一つ、それを踏まえた実証事業をしております。平成25年度については座間味村の座間味地区と渡嘉敷村について実証事業を今行っております。平成26年度についても同じように実証事業を行いまして、これは4村行う予定をしております。座間味村の阿嘉・慶留間地区と伊平屋村、伊是名村、粟国村について行います。

あと、次年度については水道広域化啓発事業を行う予定をしております。というのは、各市町村が水道が格差があるということなので、そこら辺を皆さんに知っていただくということや、やはり県民の皆さんに理解していただかないといけないということなので、啓発事業ということで、シンポジウムとか講演会とか研修会とかを予定しております。

○新垣安弘委員 これは沖縄本島と離島の水道料金の格差が一番大きな問題だと思うのですが、これは企業局と、あと南部水道企業団とかもあるし、いろいろあるのですが、もし高過ぎる離島の水道料金を何とかしようと。同じ県民だから、飲み水は値段は一緒でないとおかしいではないか、そういうこともあると思うのですよね。これは、この事業をこれから進めていったときに、では、同じ値段になるようにしていこうとなったときに、企業局の経営や、あるいはまた、今、企業局からの水にかかわっている人たちの水道料金、そこら辺に影響が出てくるのかどうか。そこの予想を少し聞かせてもらえますか。

○平良敏昭企業局長 広域化の目的は、企業局の立

場からしますと、1つは、安全な水、いわゆる水道法に基づいた水質基準をきちんと守った水を供給すること。これは365日。もう一つは、今委員おっしゃった、料金をユニバーサル料金としてできるだけ沖縄本島並みで提供できないか。そういう目的を2つ持っております。

当然小さな市町村になればなるほど、たまたま担当職員が人事異動で水道担当になったということで、この辺の水質とか、たまたま水質基準をオーバーする、そういう課題がありますね。では、どのぐらいの影響が企業局の運営にあるかといいますと、これは前提条件がありまして、1つは、要は、例えば今の渡嘉敷村とか粟国村とか座間味村とか、あるいは伊平屋村とか渡名喜村とか南北大東村、こういうところでもって企業水道関係の施設をどういう状態で結局引き取るのか。かなり老朽化したものもあるし、手を入れないといけないものもあるわけですね。これらを我々の立場から言うと、基本的には企業局に負担をかけないような状態で引き継いでいただく。こういう前提でしないと、全てこれから計画が全部出るから改修していくとなると、これは相当のコストがかかります。ですから、この辺を一般会計で市町村で調整して、きちんと我々に迷惑をかけないように引き継ぐ。

そうしますと料金的には多少当然影響は出てきます。料金はどうしても割高になりますから。ですから、それをどういう形でやるのかは、やはり県民全体で負担するといいますか、今の水道料金に多少1円か2円ぐらい、1立方当たり何円加えれば維持できるのか。これはもうシミュレーションすれば出てくる話ですから、その辺をやっていけば対応はできるということで、当然企業局、先ほど生活衛生課長から話がありましたが、そういう現状をきちんと分析して、どうするのかを企業局も積極的に連携して今やっているところです。

○新垣安弘委員 これは、この離島の水道料金を何とかしようという県の動きが出てきて、これは例えば南北大東村とか、極端に高い地域の人たちからすれば、早く結果を出してもらいたいという気持ちになって当然だと思うのです。そういう状況になるのはいつごろと予想されますか。

○大野明美生活衛生課長 水道広域化、この事業については平成24年度から平成33年度までの10年計画になっておりますので、なるべく前倒ししたいとは考えていますが、一応10年計画ということで事業を推進していく予定でございます。

○**新垣安弘委員** このことに関して、離島の自治体から要望、要請というのか、例えば今の10年後とか、そういう話で納得しているのかどうか。どういう要望、要請が来ているのか。そこら辺はどうですか。特に早くしてくれという要請はないですか。

○**大野明美生活衛生課長** 昨年も説明に回っておりますが、特に早くしてくれとかという要請はございませんで、やはり自分たちの財政状況とか、企業局の用水供給拡大の事業を国に認可しなければならないというものもありますし、いろいろな状況を加味すると、やはりどうしても数年でできるような状況ではございませんので、そこら辺は町村の方たちにも理解していただいていると思っております。

○**新垣安弘委員** あと、積算内訳書の18ページ。海外漂着物地域対策推進事業。これは委託料が2億4000万円、あと補助金が7500万円とかあるのですが、そこら辺の使われ方がどうなっていくのか。そこを少し説明してもらえますか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** この事業につきましては、グリーンニューディール基金を使いまして、平成20年から平成24年までに実施しましたGND、グリーンニューディール基金の後、事業費として組んでおります。この事業につきましては平成25年から平成26年度事業になっておりまして、今回の委託費につきましては、海岸管理者の回収、91重点区域がありますが、その区域におけるごみの回収、そして、市町村に対しましては今回5市町村に対しまして3300万円程度の補助金をやっております。済みません、平成26年度につきましては7500万円ということになっております。

概略につきましては以上になっております。

○**新垣安弘委員** 平成26年度がこの5市町村に補助金をやるわけですか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 平成25年度が5市町村で、平成26年度は12市町村を予定しております。

○**新垣安弘委員** 5市町村を少し教えていただけますか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 5市町村につきましては大宜味村、伊江村、栗国村、伊平屋村、竹富町の5町村になっております。

○**新垣安弘委員** それで12になると。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 済みません。ことしが5市町村で、次年度につきましては15市町村になりまして、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、渡嘉敷村、宮古島市、石垣市、竹富町、那覇港湾管理組合、座間味村、栗国村、久米

島町、多良間村の15市町村になっております。

○**新垣安弘委員** これは去年からことし、次年度、平成26年度ふやしているのですが、この漂着物の処理のための、この予算で十分なのか。まだまだ足りないのか。そこら辺はどうですか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 平成25年度、平成26年度トータルで約6億430万円の補助金になっております。これは10分の10の国補助になっておりますが、現在91カ所の重点区域がありまして、毎年8900立米が今賦存しているだろうと考えております。それからしますと、その50%、今年度から次年度に分けて実施していく計画にしております、この補助金で十分対応可能かと思っております。

○**新垣安弘委員** あと、その漂着物ですが、割と1月から3月ぐらいにかけて大陸から漂着物が流れてくると。ところが、1月から3月はいろいろな公共工事もある、なかなか事業の受け手がないのではないかと。そういう意味でははかどらないというのか、そこら辺のことはあるのですか。実際そういう話は。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 委員おっしゃるように、やはりどうしても冬場に漂着するごみは多いということと、現在のところ公共事業等が活発になっておりまして、ことしも少し入札残になっている部分はあります。ですから、次年度以降についてもこの積み残し部分について補助金を交付する市町村をふやしたり、あるいは、進捗管理についても十分対応していきたいと考えております。

○**新垣安弘委員** あと、海岸管理者と自治体とは、これは別ですよ。今分けられていますか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 現在のところ海岸管理者、県の土木建築部であったり農林水産部であったり、その部分については委託でやっております。そして、市町村への補助金については、もちろん同じ場所で時期をずらすとか、そのようににして、お互いに協議会の中でどのようにしてごみ回収を行っていくのかという話し合いを持っております。

○**新垣安弘委員** 海岸管理者から市町村が委託を受けて、この事業をやるというケースもありますか。

○**比嘉榮三郎環境整備課長** 基本的には県の土木建築部であったり農林水産部サイドから委託するのは民間という形をとっております。ですから、直接的に市町村というものは今のところはありません。

○**新垣安弘委員** これは例えば海岸管理者よりも自治体が引き受けてやれば、自治体もしっかり補助金をとって仕事もできるというのか、そういう方策はな

いですかね。海岸管理者が自分たちは持っているが、なかなか工事の発注とかでうまく回らないとか、そこを自治体が自治体の力でもって何らかの形でやっていくというか、そういう方向へは持っていけないですかね。可能性として。

○當間秀史環境生活部長 これまで海岸管理者に委託した執行の状況を見ると、確かに先ほど環境整備課長からもお話があったように、年度末の事業になるとどうしても執行率も悪くなるし、入札も難しいという状況があって、かなりの額が残っている状況にあります。そういうことからすると、今後はどちらかといえば地元の市町村を大いに活用して、この事業は実施するのがいいのではないかと考えているところです。

○新垣安弘委員 漂着物にはいろいろなものがあって、燃やすと有害な成分が発生するのもあると思いますが、そこら辺の課題とか問題はないですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今委員がおっしゃるように、やはり漂着物にはいろいろな種類があります。ペットボトルであったり漁業ブイであったり流木であったり、いろいろなタイプがあります。再生利用できるものについては、今、この事業の中で研究開発の中でどうにかして燃料として使えないかどうかということも考えております。また、やはり廃プラスチックの場合、どうしても一般廃棄物焼却炉の炉を傷めるということもありまして、今のところ再生利用に向けて今、取り組んでいきたいと考えております。

○新垣安弘委員 では、それを燃やして有害成分が出るという問題が起きているということはない。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在のところはそういう事例はございません。

○新垣安弘委員 男女共同参画について少しお伺いいたします。

当初予算の説明資料の中で男女共同参画推進費が2億3000万円、予算がついているのですが、大まかな予算の使われ方を少しお伺いします。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 男女共同参画行政推進費で約2億3000万円ほどございますが、その中で主な事業として男女共同参画センター事業費、これは男女共同参画センターにおける相談啓発学習事業等をおきなわ女性財団に委託しております。これが約1500万円程度でございます。

アメリカンスクールに関する事業、指導者派遣が500万円程度、それから、この中には法務省から10分の10の委託費がございまして、これは人権啓発思

想の普及啓発を図るための事業ということで1700万円程度、男女共同参画センターの指定管理料が約6000万円、男女共同参画センターの維持修繕費ということで複合施設になってございますが、平成26年度に空調の修繕を予定してございますので、これが約7900万円程度、あと、新規事業として女性のためのセーフティーネット実証事業を実施する予定で2800万円程度、主な事業はこのようになってございます。

○新垣安弘委員 女性の翼事業は、まだ今でもやっていますでしょうか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 女性の翼事業は昭和59年から平成17年度までは県の補助事業として実施しておりましたが、現在は派遣に行かれた方々が独自に沖縄県女性の翼の会として実施しております。

○新垣安弘委員 これは毎年やっていますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 毎年実施しております、平成25年度で30回目を迎えております。

○新垣安弘委員 では、この女性の翼事業には県からは補助は一切今出ていないということですか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 現在は一切出ておりません。

○新垣安弘委員 あと、これは子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課のほうに載っているのですが、人口増加に向けた可能性調査に要する経費ということで、結婚環境改善支援事業というものがありますが、これは男女共同参画のほうとも何かかわりがありますか。何か関係は。全く知らない事業ですか。結婚環境改善支援事業。もしわかるのであれば、どういう事業なのか教えてもらいたいと思って。全く関係ない。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 はい。

○新垣安弘委員 わかりました。

では、最後に、EV・PHVタウンモデル事業というものがあつたと思うのですが、これは前にも少しお伺いしたのですが、要は、沖縄は電気自動車を普及させるのに、もうとにかく一番適した地域であると言われながら、これに関しては、そう言われながら余り機運が高まっていないような感じを受けているのです。これは、主にはこの事業は結構商工労働部に関することも多いと思うのですが、ただ、環境ということでEVの普及に関しては担当でやってこられたと思うのです。

前も質疑の中で、市町、大きな市の中にはEVを積極的に取り入れてやっているとところもあるが、県は1台も持っていない。そういう話だったと思いま

す。次年度の予算において電気自動車を1台買うとか、そういう予算は組まれていますでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** 自動車購入に当たっては、やはり耐用年数等の問題で、すぐには買うとかという話ではないです。次年度、1課において自動車を購入する予定がありますので、その際には可能な限り、そういうEVを導入したいと考えております。

○**新垣安弘委員** EVの普及に関しては、もしCO₂の、環境のことではなくて、もっと産業とか観光の面から力を入れたほうが早いのであれば、そのこともそっくりそのまま環境生活部から外して、文化観光スポーツ部か商工労働部に移したほうがいいかなと思うのですが、そこはどうですか。環境生活部でしっかりEVの普及に関しては音頭をとってというのか、やっていく姿勢は持っていきべきだと思われませんか。それとも、もう環境から外して観光とか商工労働でやったほうがいいと思いますか。最後に。

○**當間秀史環境生活部長** 環境生活部においても地球温暖化の対策のための業務をしているところであって、EVもCO₂削減のための一環としてやってはいるのです。ただ、一方でまた、商工労働部においても似たような事業をやっているということがあります。ですから、なかなかこちらとしても踏み込めない部分がございますが、可能な限り我々としては今、商工労働部にあるエネルギー部門、そういったEV部門は環境生活部のほうでとりたいということをして現在は考えているところであります。

○**新垣安弘委員** 頑張ってください。

○**中川京貴委員長** 以上で、環境生活部長及び企業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後、要調査事項及び特記事項について確認)

○**中川京貴委員長** 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

予算特別委員長に対する予算調査報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**中川京貴委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

今回は、3月24日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時42分散会

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 中 川 京 貴